



野生鳥獣 被害防止 マニュアル 【関連制度編】

第1章

■鳥獣被害防止特別措置法

1-1 鳥獣被害防止特別措置法の概要	2
1-2 野生鳥獣による農作物被害の状況	5
1-3 「集中捕獲キャンペーン」の実施	6
1-4 鳥獣被害対策実施隊	7
1-5 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度	9
1-6 鳥獣特措法よくある質問	11

第2章

■鳥獣保護管理法

2-1 鳥獣保護管理法の概要	14
2-2 指定管理鳥獣捕獲等事業について	19
2-3 認定鳥獣捕獲等事業者制度について	20
2-4 その他	21
2-5 鳥獣保護管理法よくある質問	22
●参考資料 「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」「鳥獣の保護及び管理に係る人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）」について	24

第3章

■外来生物法

3-1 外来生物法の目的	26
3-2 特定外来生物の定義	26
3-3 特定外来生物で規制されている事項	27
3-4 飼養等に関する手続き	28
3-5 特定外来生物の防除	29
3-6 特定外来生物の防除と鳥獣保護管理法による有害鳥獣捕獲及び狩猟	31
3-7 外来生物法よくある質問	32
●コラム 各法令との関連性について	35

第4章

■その他鳥獣被害対策に関連する制度・支援

4-1 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)の概要	38
4-2 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	40
●参考資料 「国産ジビエ認証制度」について	43
●コラム 狩猟者のみなさまへ ～豚熱対策のお願い～	44

第5章

■鳥獣被害防止特別措置法	46
■鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針	54

第1章

鳥獣被害防止 特別措置法

1 目的

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特別措置法」という。）は、鳥獣による農林水産業等に係る被害状況を踏まえ、被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成19（2007）年12月に制定されました。

2 内容

鳥獣被害防止特別措置法は、農林水産大臣が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に則して、市町村が「被害防止計画」を作成することにより、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行い、国等は被害防止計画を作成した市町村に対して各種支援措置を講ずることが、基本的な内容となっています。

3 主な支援措置等

●鳥獣被害防止総合対策交付金

野生鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、国は、市町村が作成した被害防止計画に基づく、捕獲等の強化やジビエの利用拡大に向けた取組等について、「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、総合的に支援しています（40ページに詳述）。

●特別交付税措置

市町村が負担する鳥獣被害防止に係る経費については、特別交付税が措置されており、被害防止計画に基づいて行われる駆除等に要する経費については交付率が「8割」、被害防止計画に基づかず行われる駆除等に要する経費等については交付率が「5割」となっています。

また、令和4（2022）年度から都道府県が行う広域捕獲活動（被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲）等において負担する経費についても、特別交付税が措置されることとなりました。広域捕獲活動に要する経費については交付率が「8割」、広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費については交付率が「5割」となっています。

鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罟・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罟・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

(注1) 被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は5割

(注2) 都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

(注3) 都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

● 捕獲許可権限の委譲

鳥獣保護管理法では、「狩猟」と「許可捕獲」を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止されています。許可捕獲の許可権限は、一部を除き、都道府県知事が有していますが、市町村が希望する場合、市町村長に許可権限を委譲することができます。

● 銃刀法に基づく技能講習の免除

鳥獣被害防止特別措置法において、猟銃を用いて捕獲を行っている者に対して「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和 33 年 3 月 10 日法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する措置が講じられています。

この措置では、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員（7 ページに詳述）は「当分の間」、鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については「平成 33（2021）年 12 月 3 日までの間」、銃刀法に基づく技能講習が免除となっていました、令和 3（2021）年の鳥獣被害防止特別措置法の改正により、後者の免除期限が「令和 9（2027）年 4 月 15 日までの間」とされ、約 5 年 4 ヶ月間延長されました。

4 鳥獣被害防止特措法の改正

鳥獣被害防止特別措置法は、鳥獣被害対策の担い手の確保、捕獲等の一層の推進及び捕獲鳥獣の利活用の推進等を図り、鳥獣被害防止のための施策を効果的に推進するため、累次にわたって改正されています。令和3(2021)年9月に施行された改正鳥獣被害防止特別措置法においては、銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長に加え、都道府県が行う広域捕獲、新技術の成果の普及、人材育成の充実強化及び捕獲鳥獣の有効利用など、多岐に渡る項目の改正が行われました。

●都道府県が行う広域捕獲

シカやイノシシは、都府県や市町村を跨いで移動し、被害を及ぼすため、都府県や市町村を跨ぐ場所での捕獲など、広域的な取組が重要であることから、都道府県が行う広域捕獲の措置について明記され、同措置に要する費用に対して国が必要な財政上の措置を講ずることが規定されました。

●ICT等の新技術活用

ICT等の新技術を活用した鳥獣被害対策としては、センサーカメラやドローンを活用した野生鳥獣の生息・被害状況調査、遠隔監視・操作システムや捕獲通知システムを活用したオリやワナでの捕獲といった技術があり、これらを組み合わせることで、捕獲効率の向上や見回り等の労力の軽減が図られることから、国等が、捕獲等の技術の高度化等のため、新技術の成果の普及を行うことが規定されました。

●人材育成の充実強化

銃猟免許所持者の減少や狩猟者や農林漁業者の高齢化が進み、鳥獣被害対策の新たな担い手が求められる中、鳥獣の捕獲等について、専門的な知識経験を有する者の果たす役割は非常に大きいことから、人材育成の充実強化について明記されました。

●捕獲鳥獣の適正処理・有効利用

捕獲した鳥獣を適正に処理するため、国等が、効率的な処理方法に関する情報の収集・提供等の措置を講ずることが明記されました。また、捕獲鳥獣の有効利用の観点から、ペットフードや動物園でのエサ(と体給餌)、皮革、その他用途(油脂、骨、角)としての利用や、加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進など、捕獲鳥獣の有効利用のための措置について明記されました。

1-2 野生鳥獣による農作物被害の状況

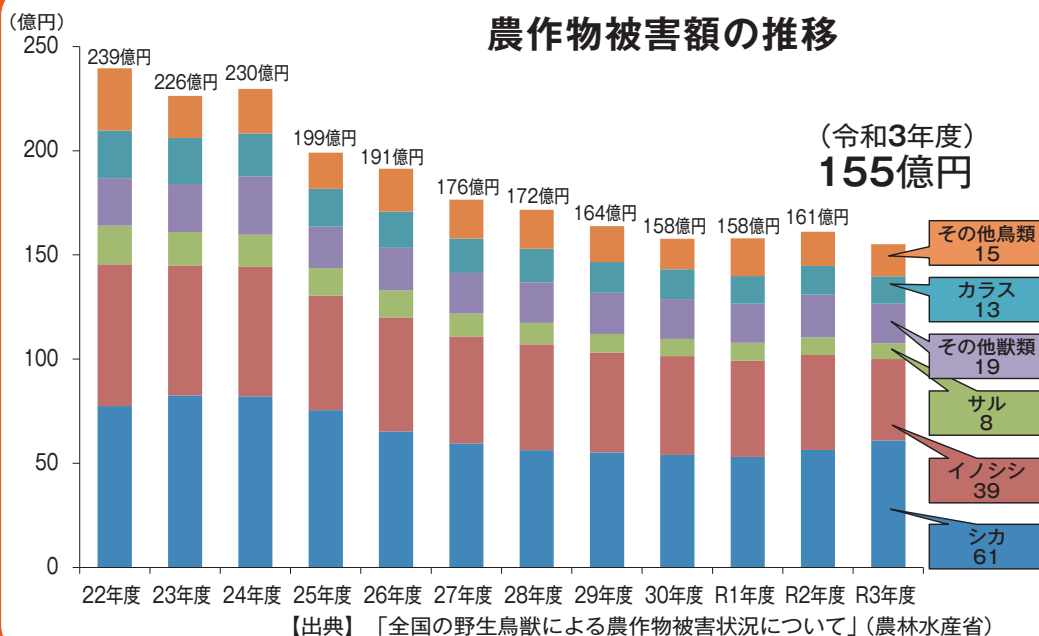
1 野生鳥獣による農作物被害の推移

全国における野生鳥獣による農作物への被害金額については、平成22(2010)年度(239億円)をピークに減少傾向で推移しており、令和3(2021)年度の被害金額は155億円となっています。このうち、シカ、イノシシ、サルの3獣種による被害が全体の約7割(108億円)を占めています。

また、鳥類による農作物被害は、国外から飛来する渡り鳥であるカモや、国内を季節移動(渡り)するヒヨドリ等の飛来により局所的に被害が発生することがあり、年単位で変動があるものの、近年は30億円程度で推移しています。

農作物への被害金額は、食害等の被害を受けた場合の経済的被害額が計上されていますが、これ以外にも農業者の営農意欲の減退や、被害に伴う意欲の低下が耕作放棄地の発生の一因となるなど、被害金額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています。

野生鳥獣による被害は、農林水産業にとどまらず、例えば、市街地や農業現場へのクマの出没による人身被害や、アライグマによる家屋侵入等の生活環境被害や生態系への影響などが問題となっています。



クマによるコンポストの被害



アライグマによる侵入場所の破壊被害

1-3 「集中捕獲キャンペーン」の実施

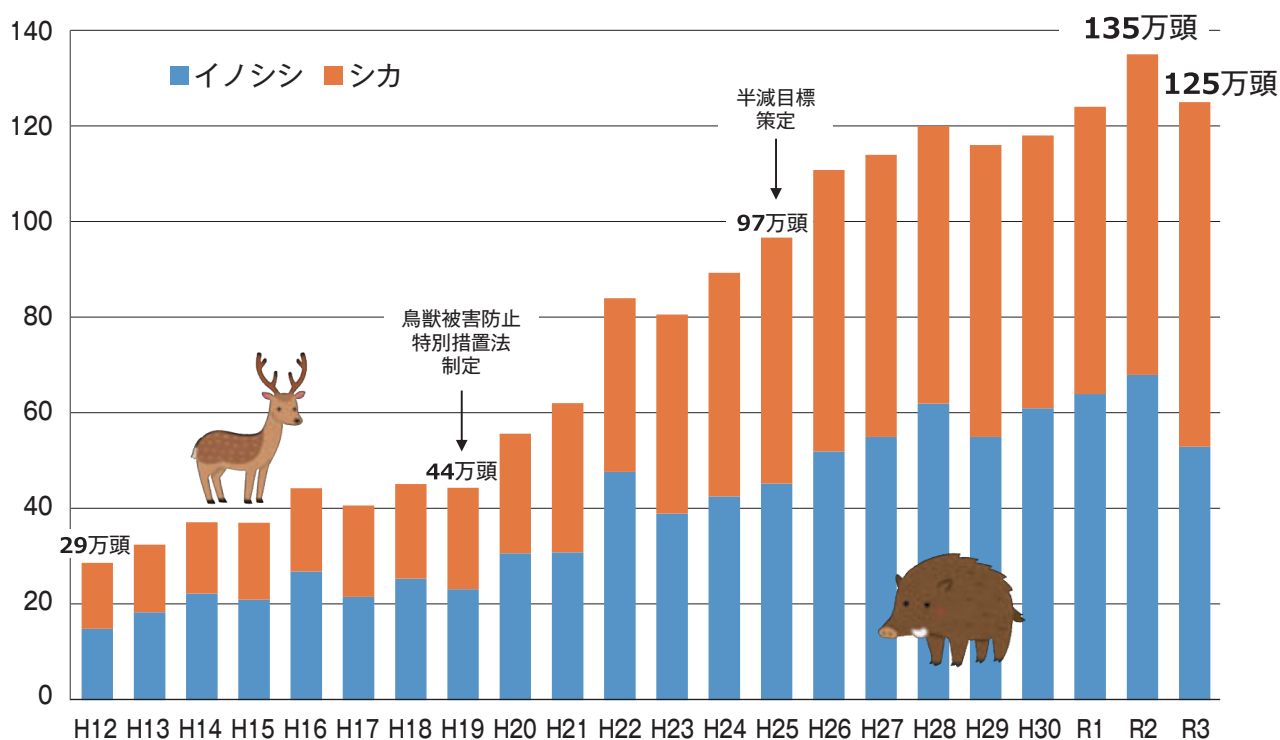
1 近年の捕獲強化対策と「集中捕獲キャンペーン」の実施

鳥獣被害防止特別措置法の制定後、シカ及びイノシシの捕獲数は年々増加していましたが、特にシカ及びイノシシにおいて、急速な個体数増加や生息域の拡大が起き、生態系や農林業に深刻な被害を及ぼしていたことから、平成25(2013)年12月に、環境省と農林水産省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、当面の捕獲目標として、シカ及びイノシシの生息頭数の半減を目指すこととしました。この半減目標の達成に向けた捕獲強化対策等により、平成28(2016)年度以降の捕獲数は、120万頭前後で推移し、15年間で約2～3倍に増加しました。

また、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、更なる捕獲強化対策として「集中捕獲キャンペーン」を全国で実施し、令和2(2020)年度は約135万頭、令和3(2021)年度は約125万頭のシカ及びイノシシを捕獲し、半減目標の達成に向けた取組を進めました。

シカ、イノシシの捕獲頭数の推移

【出典】「捕獲数及び被害等の状況等」(環境省)に基づき農林水産省で作成

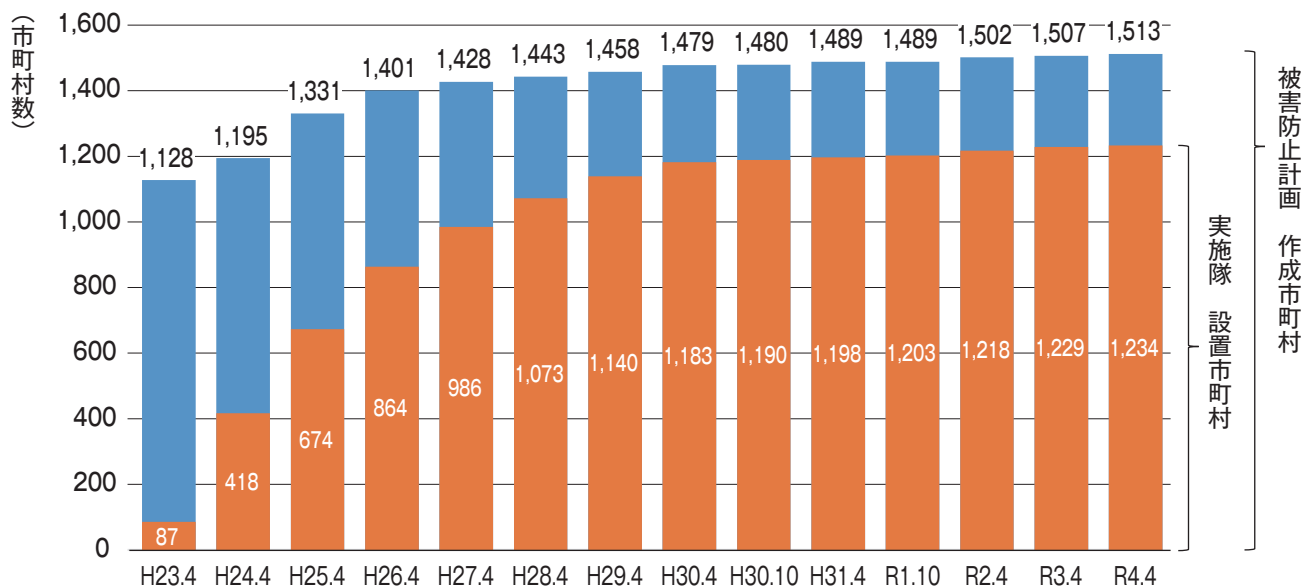


1-4 鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置といった活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」（以下「実施隊」という。）を設置することができ、令和4（2022）年4月現在、1,234市町村において実施隊が設置されています。

実施隊の設置により、実施隊員や市町村は優遇措置を受けることができるほか、鳥獣被害防止総合対策交付金において、実施隊が中心となって行われる活動について、交付上限額の嵩上げ等の措置を講じています。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数の推移



※全国の市町村数は1,741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1,500

1 実施隊員の構成

実施隊員は、市町村長が「市町村職員から指名する者」又は「被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者から任命する者」から構成されます。民間（市町村職員以外）の実施隊員は、非常勤の公務員となり、公務として被害対策に従事します。

2 実施隊の設置に係る手続き

実施隊の設置にあたっては、①市町村長が隊員を任命又は指名し、②実施隊員の報酬や補償措置を条例で定める必要があります。

3 実施隊員への優遇措置

実施隊員は、銃刀法に基づく技能講習の免除、狩猟税の免除などの優遇措置を受けることができます。

① 銃刀法に基づく技能講習の免除

一定の要件(※)を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、技能講習が免除されます。

(※)「一定の要件」とは、

ア) 申請日前1年以内に実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと。

イ) 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

のいずれにも該当する場合を指します。

② 狩猟税の免除

実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者として市町村長により指名又は任命された者(対象鳥獣捕獲員)は、狩猟税が非課税となります。

③ 公務災害の適用

実施隊員のうち、民間の隊員は非常勤の公務員となるため、被害対策上の災害に対する補償を受けることができます。

④ ライフル銃の所持許可の特例

実施隊員は、継続して10年以上猟銃の所持許可がなくても、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象になり得ます。

なお、①、②及び④については、実施隊員以外であっても、市町村が作成する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者であれば、その対象になり得ます。

1-5 | 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度

農林水産省では、地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効率的に実施するために、野生鳥獣による農作物の被害防止対策に関する専門的な知識と経験を有する者を、「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として登録し、地域の要請に応じて、必要な指導や助言等を行う制度を設けています。

1 アドバイスの内容

アドバイザーが行う助言等の内容は以下のとおりです。

（すべての事項を義務付けるものではなく、具体的な内容は当事者間の調整になります）

- ① 地域における被害防止対策の体制整備
- ② 地域における被害防止計画の策定
- ③ 侵入防止柵等の被害防止施設の整備
- ④ 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- ⑤ 地域における被害防止対策の担い手の育成
- ⑥ その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

2 アドバイザー利用の手続き

手続き①

アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、アドバイザーを選択し、農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室または、地方農政局農村振興部農村環境課に希望するアドバイザーの連絡先を照会します。

手続き②

利用者は、直接、連絡先の提供を受けたアドバイザーに連絡し、依頼する助言等の内容や経費負担について調整します。

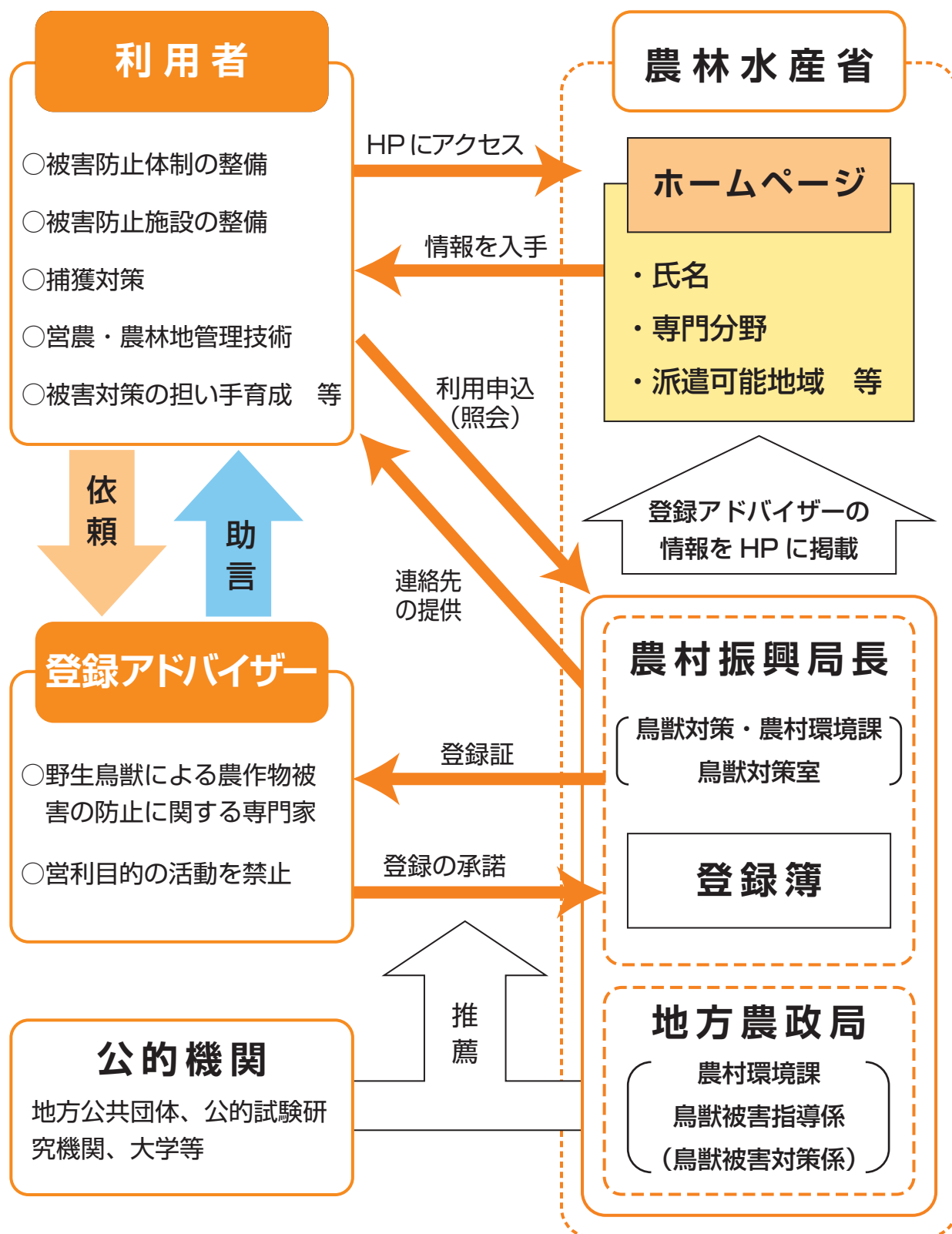
手続き③

利用者からアドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とします。

手続き④

依頼した助言等の活動に関して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に積極的に協力してください。

アドバイザー登録・利用の流れ



Q：令和3年度の鳥獣被害防止特別措置法の改正趣旨や概要を教えてください。

A：農作物被害は平成22(2010)年度をピークに減少傾向にありますが、依然として高水準で推移しています。また、鳥獣の捕獲者の高齢化が進んでいます。

捕獲した鳥獣の有効利用については、近年、着実に利用が進んでいますが、捕獲した個体を有効に活用するため、更なる取組の推進が必要となります。

このような状況を踏まえ、被害防止対策をより一層効果的に推進するため、鳥獣の捕獲等の強化や、鳥獣の適正な処理・有効利用を更に推し進めるとともに、人材育成の充実強化を図るため、令和3(2021)年6月、議員立法により鳥獣被害防止特別措置法の一部を改正する法律が成立しました。

今回の改正では、

- ① 実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者について、銃刀法に基づく猟銃所持許可更新時等に必要な技能講習の免除措置の期限を約5年4ヵ月間に延長(令和3(2021)年12月3日まで→令和9(2027)年4月15日まで)
- ② 都道府県による被害防止に関する措置及び同措置に要する費用に対して国が必要な財政上の措置を講ずること
- ③ 捕獲した鳥獣のペットフード及び皮革等としての利活用の推進
- ④ 鳥獣の捕獲等について専門的な知識経験を有する者の育成

のほか、各種規定が整備されました。



Q：実施隊員の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

A： 実施隊員が受けることができる優遇措置については、以下の4つがあります。

① 銃刀法における技能講習の免除

実施隊員が銃刀法における技能講習の免除を受けるには、

- ・ 市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲等参加証明書」
- ・ 実施隊員として指名又は任命を受けていることを証明する書類（指名書や任命書等）
- ・ 申請日前3年以内に銃刀法における指示処分を受けたことがなく、かつ受けるべき事由が現にないことを誓約する書面（誓約書等）

の3点が必要です。

これらの書類を技能講習修了証明書の提出時に提出することで、技能講習が免除されます。

② 狩猟税の免除

狩猟税の免除を受けるためには、市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲員の証明書」が必要です。都道府県に狩猟者登録を行う際に、この証明書を添えて狩猟者登録の申請を行い、対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けることで狩猟税が免除されます。

③ 公務災害の適用

実施隊を設置する市町村は、実施隊員の災害補償について条例で定める必要があり、実施隊員が実施隊の活動中に災害に見舞われた場合は、条例に基づき補償が行われます。

④ ライフル銃の所持許可の特例

通常ライフル銃を所持するには、銃刀法における所持要件を満たす必要がありますが、実施隊員はこの要件のうち「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」にあたり、特例としてライフル銃を所持し得ることがあります。

実施隊員がこの特例によりライフル銃の所持許可を申請する場合は、

- ・ 市町村が作成する「被害防止計画」
- ・ 市町村長が発行する「推薦書」

を各都道府県公安委員会に提出し、所持許可の申請を行ってください。

実際の手続きについては、

- ・ ①、④については、お住まいの都道府県の警察署
- ・ ②、③については、お住まいの市町村

にお問い合わせください。

第2章

鳥獸保護管理法

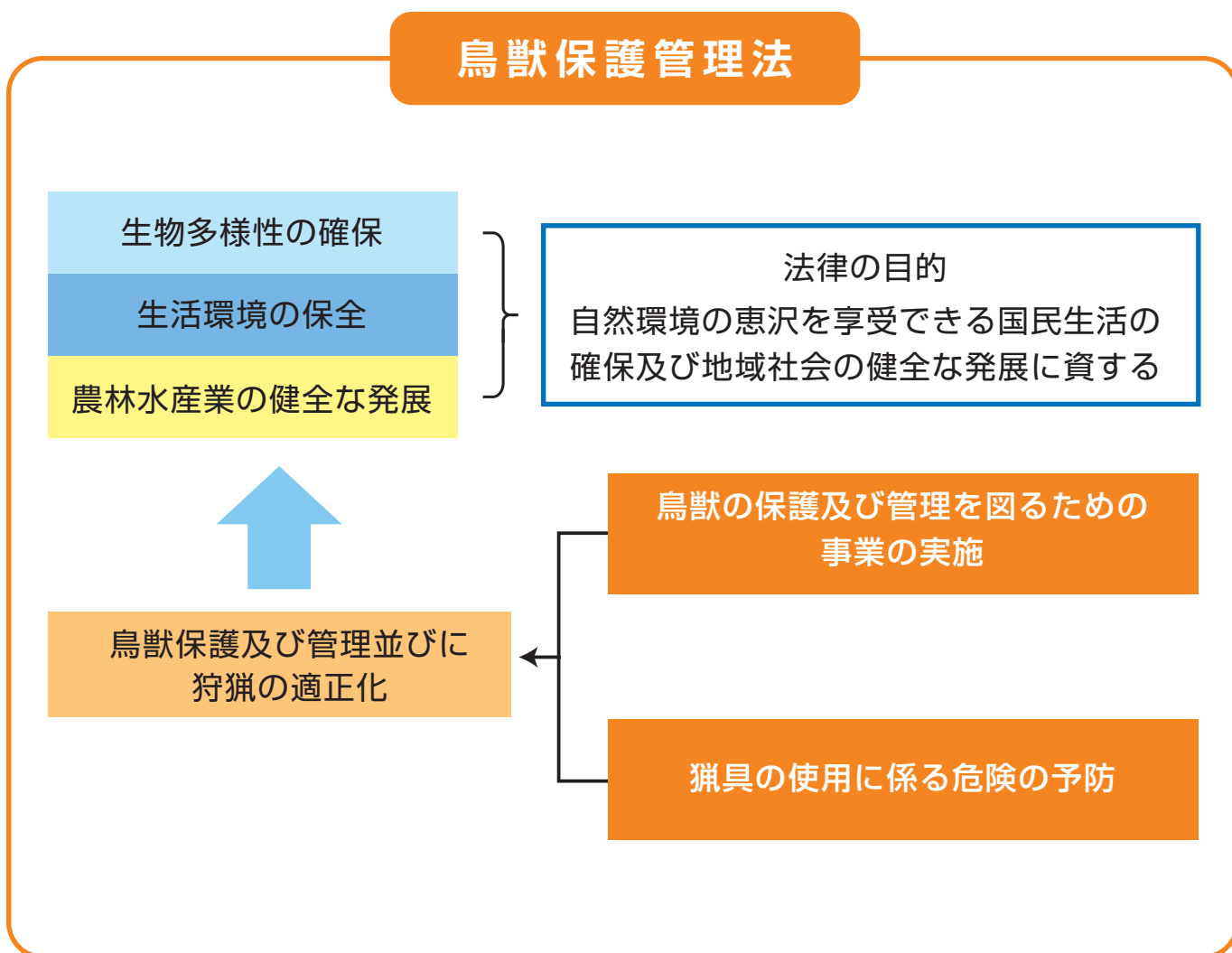
2-1 | 鳥獣保護管理法の概要

1 目的

平成26(2014)年5月、鳥獣保護法が改正され、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)に改められました。

鳥獣保護管理法では、鳥獣の「保護」及び「管理」並びに「狩猟の適正化」を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することとしています。

この目的を達成するため、鳥獣保護管理法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や、猟具の使用に係る危険の予防に関する規定などが定められています。



2 施策体系

環境大臣は、関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進します。

都道府県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣保護管理計画の作成により、科学的で、計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施します。

なお、鳥獣保護管理を行う民間団体や市民については、行政との連携を十分に図り、人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待されます。特に、鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、未収穫作物や生ごみ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努める必要があります。

● 第一種特定鳥獣保護計画

その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画

● 第二種特定鳥獣管理計画

その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

● 希少鳥獣保護計画

国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣）の保護に関する計画

● 特定希少鳥獣管理計画

特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣（特定希少鳥獣）の管理に関する計画

3 鳥獣の保護と管理

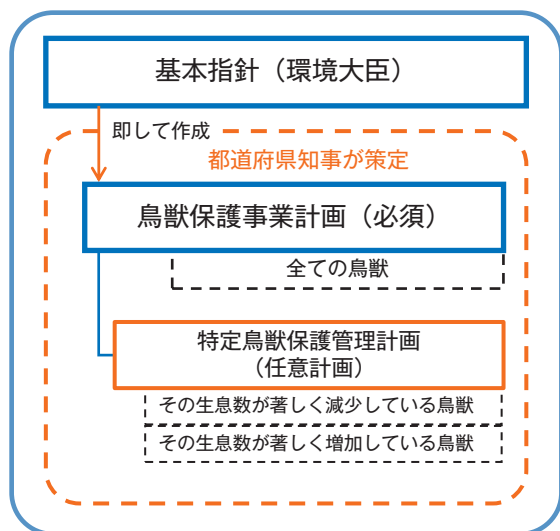
鳥獣保護管理法では、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定しています。

● **鳥獣の保護**：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること。

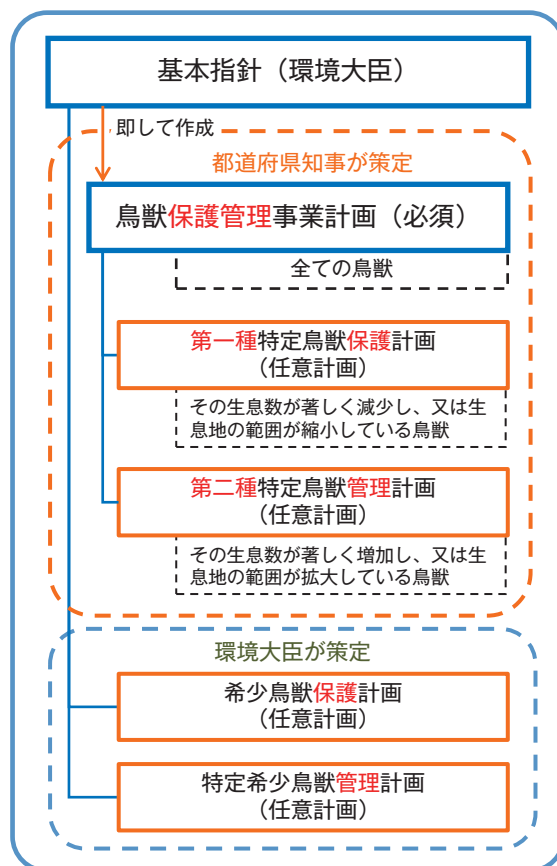
● **鳥獣の管理**：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること。

鳥獣保護管理法の施策体系

【改正前】



【改正後】



4 鳥獣の捕獲の枠組み

鳥獣保護管理法では、鳥獣又は鳥類の卵については、狩猟により捕獲する場合を除いて、原則としてその捕獲、殺傷又は採取（以下「捕獲等」という。）が禁止されています。

ただし、生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められています。

許可権限者

許可の権限者は、以下の通りとなっています。

- 環境大臣:国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣の捕獲等の場合及びかすみ網を用いた捕獲の場合
- 都道府県知事:大臣許可の対象となるもの以外の鳥獣の捕獲等の場合（※）

（※）多くの都道府県では、地方自治法第252条の17の2の規定又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条の規定に基づき、その捕獲許可権限の一部を市町村長に移譲しています。

許可の基準

捕獲許可の基準については、上記の許可権限者が、捕獲の目的ごとに、鳥獣の種類・員数・期間・区域・方法等に関する要件を定めています。

都道府県の捕獲基準については、知事が策定する鳥獣保護管理事業計画の中に定められています。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林水産業等の 被害防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣（46種） ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

5 狩猟

鳥獣保護管理法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止されています。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要があります。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
 ※放鳥獣猟区にのみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
 ※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）
 ※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
 3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1,000円）

狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日
 北海道：10月1日～1月31日
 （第二種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）



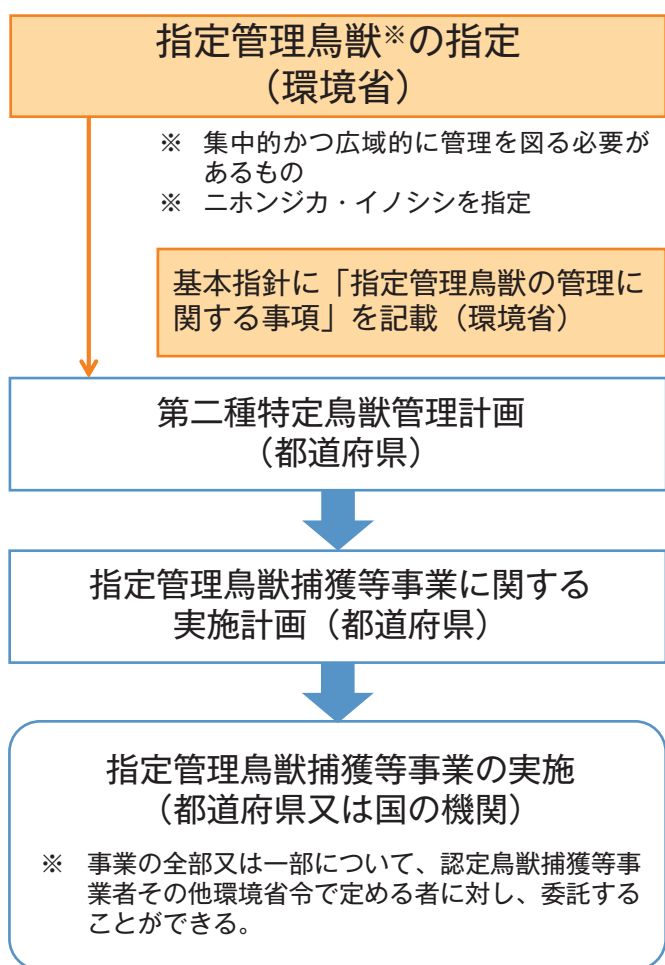
2-2 | 指定管理鳥獣捕獲等事業について

鳥獣保護管理法では、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業として「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施することができることとしています。

当該事業については、捕獲等の許可を不要とすることや、一定の条件下（※）で夜間銃猟を可能とするなど、規制緩和を行うこととしています。

（※）都道府県知事又は国の機関が、認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

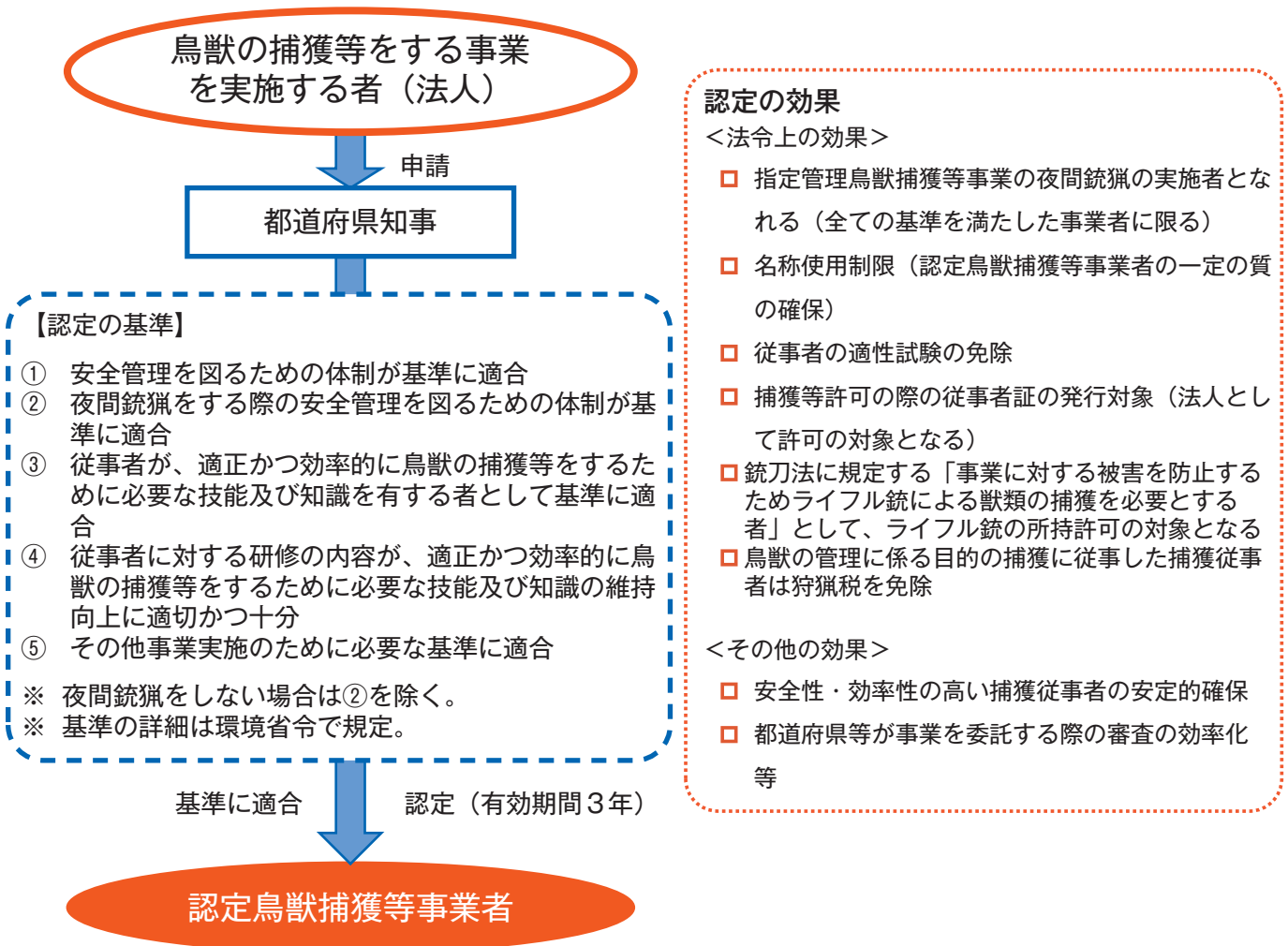


指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- ☐ **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- ☐ **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- ☐ **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-3 認定鳥獣捕獲等事業者制度について

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする制度です。



1 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において、麻醉銃による鳥獣捕獲等ができることとしています。

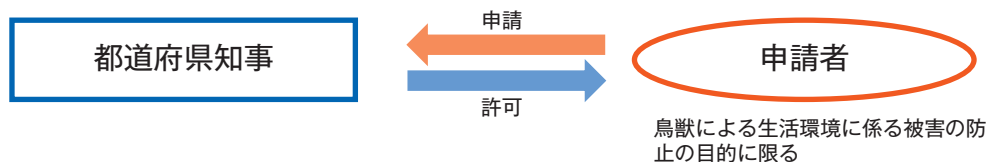
2 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。

① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（第38条・第38条の2）

「2-5 鳥獣保護管理法よくある質問」を参照

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（第40条）

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20歳に満たない者」から「18歳に満たない者」に引き下げる。

Q：鳥獣の捕獲について、狩猟以外に方法があるのでしょうか。

A： 鳥獣の捕獲には、狩猟以外に「許可捕獲」があります。
 狩猟は、狩猟鳥獣を狩猟期間に定められた猟法で捕獲することですが、許可捕獲は、鳥獣による生態系等への被害の防止等、特定の目的のため、都道府県知事等の許可を受け、鳥獣を捕獲することです。

狩猟と許可捕獲等との違い

		狩猟	許可捕獲等 (指定管理鳥獣捕獲等事業を含む)
考え方		一定の条件の下で、 狩猟者の自由意思に基づいて、多様な目的 で行われる捕獲行為	許可権者により限定された条件（捕獲数・時期・区域・方法等）の下で、 特定の目的 で行われる捕獲行為
捕獲の実施者		狩猟者	申請をして許可を受けた者
条件	目的		学術研究、鳥獣の管理、その他
	対象鳥獣	狩猟鳥獣（46種） ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵
	捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)
	実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)
	実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域 ※銃猟については住居集合地域等の規制有り
個別の手続き		狩猟免許の取得、狩猟者登録	許可の取得

注) 令和4年9月よりゴイサギとバンが狩猟鳥獣の指定から解除されました。

Q：市街地等に出没したサルを麻醉銃で捕獲する場合、どのような手続きが必要ですか。

A： 近年、サルやクマ等が住宅地や集落付近に出没し、家屋侵入等の生活環境被害や人身被害が発生しています。

サルを網で捕獲することは難しく、また大勢で追い回すと興奮するなど、捕獲しにくいことから、麻醉銃を使用することで迅速かつ確実に捕獲できます。

原則として、住居集合地域等に定着した又は定常的に出没し、生活環境被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしている場合であって、被害の状況・程度を踏まえ、追い払いやわな捕獲等の取り得る手段について捕獲作業の安全性や迅速性を比較・検討し、麻醉銃猟が適切と判断される場合に実施します。また、麻醉銃猟に習熟した従事者を含む体制が必要であるため、全ての状況に適用できる訳ではないので、住居集合地域等にサルなどが出没した際の対応策の選択肢の一つです。

住居集合地域等において、麻醉銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法に基づく次の許可が必要です。

- ①鳥獣の捕獲等の許可（同法第9条第2項に基づく申請）
- ②住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（同法第38条の2第2項に基づく申請）
- ③麻醉薬の種類（※）及び量により、危険猟法に該当する場合には、危険猟法の許可（同法第37条第2項に基づく申請）

（※）麻醉薬の種類によっては、麻醉及び向精神薬取締法に基づき、麻薬研究者免許の取得の手続きが必要な場合があります。

なお、クマ等が住居集合地域等に出没し、人の生命や身体に危険を生じる状況においては、警察官職務執行法（第4条第1項）の適用も視野に、普段から警察部局と密接に連携・協力して対応できる体制整備が必要です。



● 参考資料

「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」「鳥獣の保護及び管理に係る人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）」について

● 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

ア) 事業内容

都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援します。

- (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- (2) 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲等
- (3) 効果的な捕獲の促進（効果的な捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- (4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- (5) ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成のための食肉衛生の講習会等）
- (6) ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

イ) 事業実施主体

都道府県、複数の都道府県が参加する連携捕獲協議会

ウ) 補助率

1／2、2／3、定額

交付要綱等の交付金に関する詳細については、下記のリンクよりご参照ください。

(<https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html>)

● 鳥獣の保護及び管理に係る人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家**を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、地方公共団体等に紹介する取組を実施しています。「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」では、地方公共団体等の皆様が、専門家の方々を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援します**。

詳細は「鳥獣プロデータバンク」Webサイトをご覧ください！
登録されている専門家の『活動レポート』も掲載中！



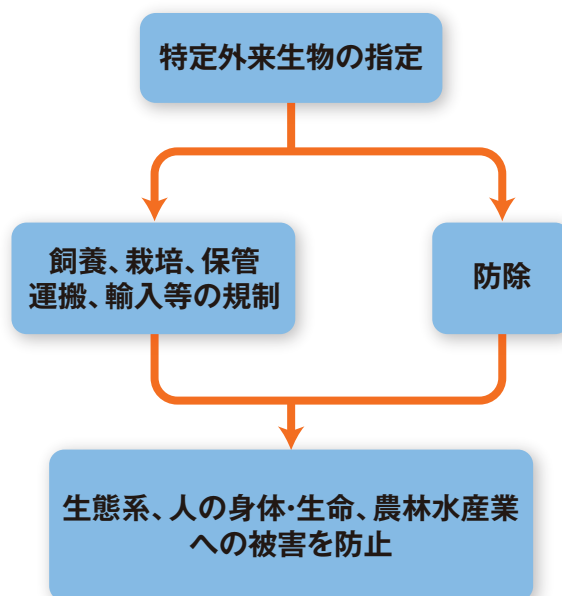
第3章

外来生物法

3-1 外来生物法の目的

平成17(2005)年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としています。

なお、以降の説明は、令和4(2022)年5月に成立した外来生物法の一部を改正する法律(令和4年法律第42号)による改正内容を反映したものとします。



3-2 特定外来生物の定義

●「特定外来生物」とは、外来生物(外来種のうち海外由来の生物)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

なお、特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。



3-3 | 特定外来生物で規制されている事項

特定外来生物に指定されたものについては、以下の項目について規制されています。

●飼養等（飼育、栽培、保管及び運搬）することが原則禁止されています。

注）学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で行う場合で、適切に取り扱うことができると認められる場合については、許可を得ることで飼養等を行うことが可能です。

●輸入することが原則禁止されています。

注）あらかじめ学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）をする許可を受けている者に限り、輸入することができます。

●野外への放出等（放出、植栽、又は播種）をすることが原則禁止されています。

注）放出等をする許可を受けている者等は、放出等を行うことができます。

●有償・無償問わず、譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り）をすることが原則禁止されます。

注）許可を受けて飼養等する者、又はしようとする者の間において、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等を行う場合を除きます。

●許可を受けて飼養等をする場合、特定外来生物ごとにあらかじめ定められた「特定飼養等施設」内のみでしか飼養等はできません。

万一、特定外来生物が野外に逸出し定着した場合、生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して、取り返しのつかない深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。そのため、違反内容によっては懲役や罰金が課せられます。

※条件付特定外来生物（アカミミガメ・アメリカザリガニ）については、一部の規制が適用除外されます。

〈特定外来生物で規制される事項〉



3-4 | 飼養等に関する手続き

飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）をすることは原則として認められませんが、学術研究、展示、教育等の他、公益上必要であると認められる目的で行う場合については、主務大臣の許可を得ることで飼養等を行うことが可能です。

注）以下に該当する場合等は、外来生物法に基づく飼養等許可の手続きの必要はありません。

- ① 国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引取、処分するために一時的に保管又は運搬をするものである場合
- ② 防除の確認・認定を受け、申請の範囲内で、防除時に生じる捕獲個体の生きたままの保管又は運搬をするものである場合
- ③ 鳥獣保護管理法に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をする場合

飼養等の許可を受けるためには、特定外来生物ごとに定められている飼養等の基準に見合った施設を用意するなどの準備を行い、「特定外来生物飼養等許可申請書」を用いた申請書類を作成した上で、主務大臣（環境大臣及び農林水産大臣）に対して申請を行う必要があります。

主務大臣は、申請があった場合、飼養等をする施設や管理体制などについて、基準に基づき審査を行い、適正に飼養等ができると判断された場合において、飼養等の許可をします。

許可された場合は、許可証が発行されますが、許可証には条件として、許可の有効期限、飼養等するときに守らなければならない注意事項などが記載されているほか、飼養等できる数量の上限が記載されています。これらの条件に違反することは法律違反となり、罰則の対象となる可能性があります。

なお、哺乳類・鳥類・爬虫類については、原則として個体ごとに識別措置を実施する必要があります。個体ごとの識別措置を実施しない場合は、特定飼養等施設への許可標識の掲出などが必要とされています。

3-5 | 特定外来生物の防除

特定外来生物による被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、特定外来生物の防除を行います。

国や都道府県は防除の公示を行うことにより、市町村(※)は国の確認を受けることにより、民間団体等は国の認定を受けることにより、外来生物法に基づく防除を行うことができます。

(※)国や都道府県と協力して防除の一部を行う場合は、国や都道府県の公示に市町村名を記載することで、国の確認なしに外来生物法に基づく防除を行うことができます。

1 防除に関する基本的な事項

「特定外来生物被害防止基本方針」(令和4(2022)年9月20日 閣議決定)では、被害を及ぼしたり、及ぼすおそれがある特定外来生物については、各主体の役割と連携に沿って、相互に連携・協力しながら、必要に応じ防除を実施することとされています(第4参照)。

この際、「計画的かつ順応的」に、「関係者との連携」のもと、「科学的知見に基づき」行うこと、「費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮して、効率的かつ効果的に実施すること」等とされています。このため、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいて適正な目標設定を含め、防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行って、防除実施計画にフィードバックさせることなどが重要とされています。また、鳥獣保護管理法に基づく狩猟や被害防止目的での捕獲と連携することが重要とされています。

なお、防除で捕獲された生物を殺処分する場合には、極力苦痛を与えないような方法で処分することになります。このような事態が繰り返されないためにも、外来生物を放したり、逃がしたりしないように普及啓発等をしていくことが最も大切です。

2 都道府県における防除

都道府県は、当該防除の内容をインターネット等の手段を活用して公示することで、外来生物法に基づく防除を行うことができます。この際、その一部を市町村が行う場合は、都道府県の公示にその旨を記載することで、市町村においても国の確認手続きなしに防除を行うことができます。

3 市町村、民間による防除

国は確認・認定の基準を外来生物法施行規則で定めることとなっており、市町村や民間団体が防除を実施する場合には、防除実施計画を策定し、その内容が確認・認定の基準に示された要件に適合していれば、主務大臣による確認・認定を受けて、外来生物法に基づく防除を行うことができます。

防除の確認、認定の基準の詳細については、特定外来生物被害防止基本方針第43(3)及び外来生物法施行規則を御覧下さい。

4 外来生物法に基づく防除のメリット

防除の際には、捕獲した個体を生きたまま保管・運搬せざるを得ない場合がありますが、その場で殺処分できる場合を除き、特定外来生物を生きたまま運搬することは法律違反になってしまいます。しかし、3)、4)のような外来生物法に基づく防除の手続を行うことで、それらの行為が適法に実施可能になります。

他にも、外来生物法に基づく防除には、次のようなメリットがあります。

- 地方公共団体は防除に必要な限度において、他人の土地や水面で特定外来生物の捕獲等、放出等を行い、又は捕獲等の支障となる立木竹を伐採することができる。(調査のための立入については、国や地方公共団体は防除の手続き前でも実施可能。)
- 国立公園特別保護地区及び同公園特別地域において、自然公園法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能
- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、自然環境保全法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能
- 防除の確認・認定を受けた防除については、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けずに実施をすることが可能
- 防除の原因となった行為をした者がいた場合に、防除費用の全部または一部をその者に負担させることが可能

外来生物法に基づく特定外来生物の防除については、複数年にわたる防除実施計画の確認・認定を受けることができるため、農林水産業等の被害発生を受けて捕獲する防除だけではなく、被害未発生時の予防的に行う防除や、野外からの根絶を含め、計画的な防除に適した制度です。

特定外来生物の防除と鳥獣保護管理法における許可捕獲及び狩猟

	外来生物法	鳥獣保護管理法	
	防除の確認・認定に基づく防除	許可捕獲	狩猟
目的	特定外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害の防止	学術研究、鳥獣の管理（農林水産業等の被害防止を含む）等	問わない
鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可	防除の確認・認定を受ければ許可は不要	都道府県知事または市町村長等の許可が必要	不要
捕獲対象	特定外来生物 ※防除の対象種類以外が捕獲された場合は放獣の必要性あり	狩猟鳥獣以外を含む全種及び卵	狩猟鳥獣（46種） ※卵、ひなを除く
捕獲方法	防除実施計画書で定めた捕獲方法 （ただし、外来生物法第12条により適用除外とされていない規制については鳥獣保護管理法に基づき行う）	法定猟法以外も可 （危険猟法の禁止等の制限はある）	法定猟法
実施期間	複数年の計画策定が可能 （通年可能）	許可された期間 （通年可能）	狩猟期間（11/15～2/15） （※地域によって異なる場合あり）
捕獲実施者	適切な知識及び技術を有していると認められる者であれば狩猟免許非所持者も可能 例）自治体が開催した狩猟講習会に参加し修了証書を受領した者	申請をして許可を受けた者 （狩猟免許を所持していなくても可能となる場合がある）	狩猟者 （狩猟免許を取得し、都道府県で狩猟者登録（狩猟税の支払）をした者）
その他	防除に伴う特定外来生物の保管・運搬についても、飼養等許可を受けず実施可能	鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に伴う一時的な保管・運搬については、外来生物法に基づく手続きは不要	鳥獣保護管理法に基づく狩猟に伴う一時的な保管・運搬については、外来生物法に基づく手続きは不要

Q： 侵略的外来種が発見されたのですが、まだ具体的な被害が出ていないのでしばらく様子を見たいと考えています。

A： 外来種対策を実施する場合には、「予防原則」に基づいて行うことが重要です。早期発見・早期防除により低コスト・短期間での防除が可能となり、根絶につながり、生態系等への被害を最小限に抑えることができます。

被害が顕在化するようになった時には、すでにその地域には相当数の外来種が生息していると考えられます。そのような状態になってからの防除を行うには、長期間にわたって予算的・人的なコストが必要となります。また、外来種を根絶できたとしても、在来の生態系の回復にはさらに長い時間を要することになります。

侵略的外来種の初期対応の必要性は、火災における初期消火の重要性に喩えられます。燃え始めは少ない労力で消火でき、被害も小さくて済みます。しかし、燃え広がるにつれて消火は急速に困難になり、被害も加速度的に大きくなります。

火災では「火の用心・初期消火」が重要なように、外来種対策でも「早期発見・早期防除」が重要です。

Q： 早期防除が必要であるとしても、被害が発生しなければ予算がつきません。

A： 「予防原則」の重要性を内外の関係者に理解してもらうためには、各自治体の環境基本計画や生物多様性保全のための地域戦略の中で、外来種対策における予防原則の重要性をきちんと位置づけておくことが必要です。また、地域の外来種リストを作成しておくことで、具体的にどのような外来種の侵入・定着が想定されるのかを予測することが可能となり、いざというときに速やかな対応が可能になります。

被害が発生するのを待ってから対応するのでは、結果的に長期にわたって高いコストを負担し続けなくてはならなくなることは明らかです。また、地域の生物多様性という大切な財産まで失いかねません。外来種防除の予算は、生物多様性保全や地域の生態系保全に関する事業、農業被害対策、生活環境被害防止対策、公園管理、河川管理、地域の活性化事業、雇用対策事業などに関連付けて確保することも可能であると考えられますので、それぞれの自治体で工夫することが期待されます。

Q：自分達の自治体の範囲で防除しても、隣接する自治体が防除をしなければ、効果は無いのではないですか？

A： 広い範囲に分布する外来種については、自分達の自治体の範囲でどれだけ捕っても近隣から次々に入ってくる事態になりがちです。しかし、何もしなければ、分布がさらに拡大して被害が増加してしまいます。

移動能力が高く広く動き回るような外来種の場合、防除は広域で一斉に実施することが望まれます。周辺自治体に連携を呼びかけたり、市町村の自治体であれば都道府県に相談したりするなど、より広域での対策について調整を行うことも重要です。

また、現在は自分達の自治体では被害がなくても、近隣の自治体で被害が生じている場合は、すでに自分達の自治体内にも外来種が侵入している可能性が高く、近い将来同じような被害が発生する可能性がありますので、あらかじめ防除の体制や計画策定、周辺住民への普及啓発等を実施しておくことが有効です。

各々の自治体が責任を持って防除することが、全体として被害を最小限にとどめること、それ以上の拡大を抑制することにつながります。

Q：外来種を捕っても捕っても減らないのですが…

A： 外来種の生息数を減らすためには、毎年、増加する個体数を上回る数を捕獲しなければなりません。しかし現実的には、捕獲数が増加数を下回っているケースが見受けられます。これまでの捕獲結果などを踏まえて、減らすために必要な捕獲数を検証し、十分な捕獲努力を継続することが重要です。

兵庫県が行ったアライグマの捕獲に関するシミュレーションの結果によると、生息数の40%程度の捕獲では生息数の増加を抑制することはできず、生息数の50%以上を毎年捕獲した場合は生息数を減少させることができることが示されています。つまり、理論的にある一定数以上捕獲しないとせっかく捕獲しても効果が上がらないことがわかっています。

アライグマについては、環境省が作成した「防除の手引き」が公表されています(下記URL)。上記に記したシミュレーションのデータも示されていますので、詳細はこちらを参照してください。

- ・アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方)

https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/araiguma_tebiki_kansei.pdf

なお、その他の外来種の防除の手引きや防除マニュアルについては、下記サイトよりご参照ください。

- ・防除に関する手引き(防除マニュアル)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html>

Q: 防除で捕獲した動物はどのように処分すればよいですか？

A: 動物の種類に応じて、関連法令（動物愛護管理法、外来生物法等）に留意しながら適切に処置することが必要です。ここでは、主に哺乳類や鳥類、カメなどの爬虫類を想定して回答します。

防除で捕獲した動物については、殺処分を想定することが基本となります。

生き物を殺すことに抵抗を感じるかもしれませんが、防除では多数の動物が捕獲されることから、その全てを適切に飼養し続けることは現実的には困難です。長期的な見通しをもって冷静に判断することが必要です。

動物愛護管理法の第44条では、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけることが禁止されています。なお、人の占有していない野生の外来種については、動物愛護管理法の対象とはなりませんが、その処分に当たっては、できる限り対象となる動物に苦痛を与えない方法をとるようにしましょう。

【参考】環境省ウェブサイト 動物の殺処分方法に関する指針

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/shobun.pdf

殺処分の方法としては、哺乳類の場合には銃や電気止めさし機を使用するほか、薬剤や二酸化炭素を用いた手法が一般的です。なお、殺処分後の処理方法とコストについても検討しておくことが必要です。

生き物を殺すことについて反発の声が上がることも想定されますが、外来種の防除では、生き物をみだりに殺しているわけではなく、在来の生物の命を守るなど、生態系等の保全のために必要な行為であることを地域住民に理解してもらうために、事業の目的やその効果を説明することも必要です。

●特定外来生物防除等対策事業

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援します。

(1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）

(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）

(3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

交付要綱等の交付金に関する詳細については、環境省よりお知らせします。

各法令との関連性について

シカ、イノシシ、サル、クマなどの在来の野生動物及びアライグマ等の外来動物等の分布域の拡大や生息数の増加などによる農林水産被害、市街地等への出没による生活環境被害及び生物多様性・生態系への影響など、鳥獣と人との軋轢による問題が深刻です。このため、鳥獣被害防止特別措置法、鳥獣保護管理法及び外来生物法の法令等に基づき、都道府県及び市町村と国が連携しながら、各地域において、鳥獣による問題解決に向けた取組を適切に実施することが重要です。

●鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）

平成19年（2007）年12月に制定され、その後、累次にわたって被害対策及び担い手の確保、捕獲の一層の推進及び捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、法改正されています。鳥獣による農林水産業等への被害状況を踏まえ、市町村、関係機関及び農林漁業者等が中心となって取り組む様々な被害防止の取組について総合的に支援することとされています。

●鳥獣保護管理法（環境省）

我が国の近代法制としての狩猟制度は明治6（1873）年に制定された「鳥獣狩規則」にはじまり、その後平成14（2002）年の全部改正、「管理」の追加や新事業の創設を含む平成26（2014）年の改正などを経て今に至ります。

本法律では、生息数の増加・維持や生息地の拡大・維持のための「保護」と生息数の減少や生息地の縮小のための「管理」を図るほか、狩猟に伴う危険の予防をすることとされています。

●外来生物法（環境省）

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的にしています。そのために、これらの被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、運搬、譲渡し、譲受け、放出、輸入等といった取扱いを規制するとともに、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

鳥獣被害防止特別措置法 (農林水産省)

平成19年12月21日
最終改正 令和3年6月16日

【目的】

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。《法抜粋》



農林水産大臣が被害防止施策の「基本指針」を作成



基本指針に則して、市町村が「被害防止計画」を作成

《被害防止計画に掲げる内容》

- ・対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- ・対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- ・侵入防止柵の設置等に関する事項
- ・生息環境管理その他の被害防止施策に関する取組
- ・対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- ・捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- ・捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- ・被害防止施策の実施体制に関する事項
- ・その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

《鳥獣被害対策実施隊》

- ・活動内容は、捕獲活動、侵入防止柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施
- ・市町村長が隊員を任命又は指名
- ・狩猟税は、非課税(主として捕獲に従事する者)
- ・公務災害の適用(民間の隊員(非常勤の公務員))
- ・猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除
- ・ライフル銃の所持許可の特例

鳥獣保護管理法 (環境省)

平成14年7月12日
最終改正 平成26年5月30日

【目的】

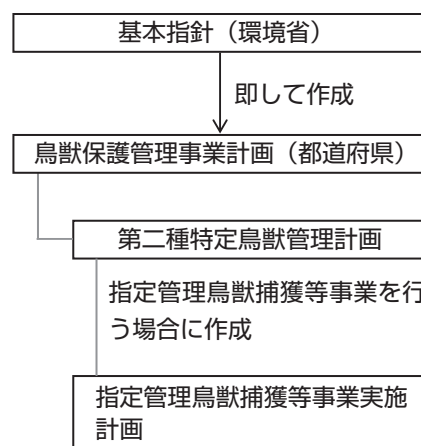
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること



環境大臣が「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を作成



この「基本指針」に則して、都道府県が「鳥獣保護管理事業計画」を作成



※ 鳥獣保護管理法における事務は、原則都道府県の自治事務であるが、地方自治法及び鳥獣被害防止特措法に基づき権限移譲されている場合には、市町村長が「捕獲許可(被害防止目的の捕獲等)」を出すことも可能

外来生物法 (環境省)

平成16年6月21日
最終改正 令和4年5月18日

【目的】

特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること



特定外来生物被害防止基本方針」を作成各主体の役割と連携等について記載。



外来生物法に基づく防除を行う場合、都道府県は防除の公示(※1)を行い、市町村は防除の確認を、民間団体等は防除の認定(※2)を受けることで実施できる。この場合、本法律や鳥獣保護管理法等による規制の適用除外になるなど、特例措置がある。

※1 都道府県は防除の内容をインターネット等の手段を活用して公示することで、外来生物法に基づく防除を行うことが可能。

※2 防除の確認・認定を受けるには、防除対象種や防除実施区域・期間等を記載した申請書を提出するとともに、防除手法、防除の目標等を記載した防除実施計画等を添付する必要がある。

第4章

その他鳥獣被害対策に 関連する制度・支援

4-1 | 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)の概要

- ・ 鳥獣被害防止特別措置法の改正を受け、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれることから、厚生労働省において、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」が作成されました(平成26(2014)年11月)。
- ・ 本指針においては、野生鳥獣肉の利活用にあたっての、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の各段階における適切な衛生管理の考え方等が示されています。

1 捕獲時における取扱

- ・ 銃による捕獲の際は、ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。
- ・ わなによる捕獲の際は、捕獲個体を可能な限り生体で食肉処理施設へ運搬。
- ・ 野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
- ・ 屋外での内臓摘出は、迅速適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。

2 運搬時における取扱

- ・ 必要に応じて冷却するなどしながら、速やかに運搬。
- ・ 1頭ずつシートで覆う等し、運搬時に個体が相互に接触しないよう配慮。
- ・ 運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

3 食肉処理時における取扱

- ・ 食用の目的で野生鳥獣をと殺、解体するには、食肉処理業の許可が必要。
- ・ 食肉処理業の許可施設は、摂氏83度以上の温湯供給設備や十分な高さを有する懸吊設備を設置すること等が条例で定められている。
- ・ 放血、はく皮、内臓摘出等の各処理において、個体に直接接触する機械器具は1頭処理するごとに洗浄・消毒すること。
- ・ 手指が血液、外皮等により汚染された場合はその都度洗浄・消毒すること。
- ・ 解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。

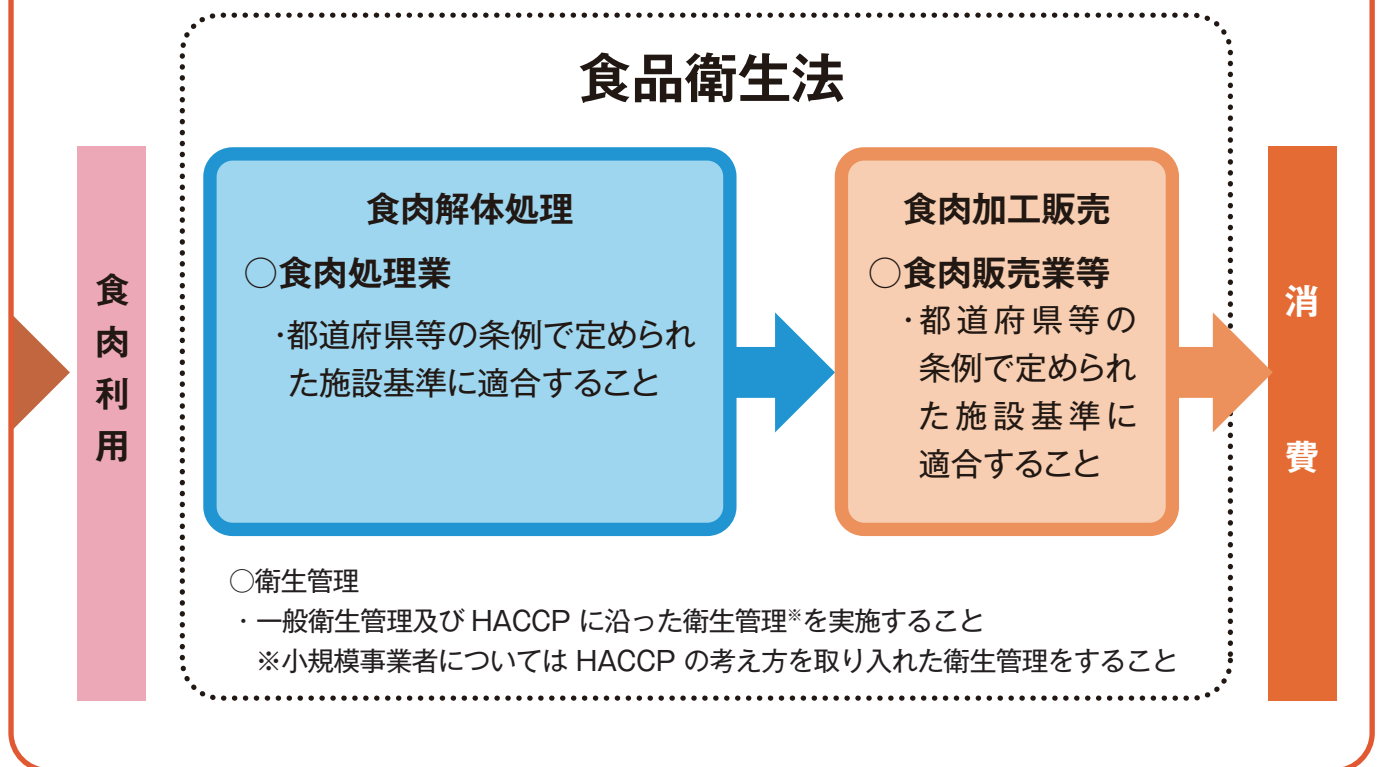
4 加工、調理及び販売時における取扱

- ・ 枝肉等の異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は廃棄し、食肉処理業者に連絡。
- ・ 食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては十分な加熱調理(中心部の温度が摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法)を行い、生食用としては提供しない。
- ・ 処理に使用する器具等は処理終了ごとに洗浄、摂氏83度以上の温湯等による消毒を行い、衛生的に保管。肉は摂氏10度(凍結したもので容器包装に入れたものは摂氏-15度)以下で保存。

5 消費時における取扱

- ・ 中心部の温度が摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。
- ・ まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に洗浄、消毒し、衛生的に保管。

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン) 平成26年11月厚生労働省作成



●引用文献・掲載URL

「ジビエ(野生鳥獣の肉)の衛生管理」(厚生労働省)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/01_00021.html)

1 対策のポイント

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

また、森林におけるシカ被害の効果的な抑制のため、林業関係者による捕獲効率向上・新規参入の促進や国有林野におけるシカ捕獲等を実施します。

2 事業目標

- ・ 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23(2011)年度から半減(約207万頭〔令和5(2023)年度まで〕)
- ・ 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元(2019)年度の水準から倍増(4,000t〔令和7(2025)年度まで〕)

3 鳥獣被害防止総合対策交付金(令和4年度)

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

注:事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく「被害防止計画」を作成している必要があります。

① 鳥獣被害防止総合支援事業

【整備事業(ハード)】

ア) 事業内容

鳥獣被害防止やジビエ等利活用拡大のための鳥獣被害防止施設(侵入防止柵)、処理加工施設(焼却及び減容化のための施設を含む。)、捕獲技術高度化施設(射撃場)等の整備を支援

イ) 事業実施主体

地域協議会(※1)、地域協議会の構成員(※2)及びコンソーシアム(処理加工施設のみ)(※3)

(※1) 市町村、農林漁業団体及び狩猟者団体などで構成される地域協議会です。

(※2) 地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で事業実施主体になれます。

(※3) ジビエ利活用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムも事業実施主体になれます。

ウ) 補助率等

(1) 1/2以内等(※4)

(※4) 条件不利地域:5.5/10以内、沖縄:2/3以内

侵入防止柵:直営(自力)施工の資材費のみ支援対象とする場合は定額で支援します。

(2) 施設ごとに上限単価(交付金額の上限設定)を設定

【推進事業(ソフト)】

ア) 事業内容

鳥獣被害防止のための鳥獣の捕獲、被害防除、生息環境管理等に加え、ジビエ等利用拡大のための取組を支援

(1) 被害防止活動の推進

- ・ 箱わな、くくりわな及び囲いわなの導入
- ・ 研修会、生息状況調査、捕獲・追払い活動、被害状況調査、技術実証
- ・ 緩衝帯の整備等の生息環境管理

(2) 実施隊特定活動

- ・ 大規模緩衝帯整備及び誘導捕獲柵わなの導入

(3) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

- ・ 搬入促進支援(解体機能を有する車両(ジビエカー)のリース導入)

(4) 鳥獣被害対策実施隊体制強化

- ・ 新規猟銃取得支援

(5) 捕獲サポート体制の構築 他

イ) 事業実施主体

地域協議会及び民間団体等

ウ) 補助率等

(1) 定額、1/2以内等(※5)

(2) 各メニューにおいて、上限単価(交付金額の上限設定)を設定

(※5) 事業メニューには、取組内容に応じた加算措置や上限単価があります。

② 緊急捕獲活動支援事業

ア) 事業内容

捕獲頭数に応じて捕獲活動経費を支援

(注) 交付金や捕獲報償金等は、税法上の雑所得等に該当しますので、課税対象となり確定申告等が必要となる場合があります。

イ) 事業実施主体

地域協議会、都道府県及び市町村

ウ) 補助率等

(1) 定額(※6)

(※6) 鳥獣の種類や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲で定額支援します。

③ 都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業

ア) 事業内容

都道府県が行う広域捕獲活動、生息状況調査、人材育成等の取組を支援

イ) 事業実施主体

都道府県

ウ) 補助率等

(1) 定額(※7)

(※7) 限度額の範囲内で定額支援します。

4 シカ等による森林被害緊急対策事業（令和4年度）

森林におけるシカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組や複数の都道府県にまたがる国有林野における国土保全のための捕獲事業、林業関係者による捕獲効率向上対策、新技術の開発・実証、及びノウサギ被害の対策手法の検討（※）を実施・支援します。

（※）ノウサギ被害対策については、林野庁で委託調査を実施しています。

①シカ広域捕獲支援事業

ア) 事業内容

複数の市町村にまたがる森林域で予防的に実施する広域捕獲を推進するために、生息調査や捕獲戦術の策定等を支援します。

イ) 事業実施主体

都道府県

ウ) 補助率

定額

②シカ捕獲効率向上対策事業

ア) 事業内容

林業関係者によるシカの捕獲効率向上のため、捕獲に必要な技能の導入等を支援するとともに、その成果についてノウハウを整理し、横展開を図ります。

イ) 事業実施主体

都道府県（補助）、民間団体等（委託）

ウ) 補助率

定額

③シカ被害対策技術実証事業

ア) 事業内容

効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施します。

イ) 事業実施主体

都道府県

ウ) 補助

定額

● 参考資料

「国産ジビエ認証制度」について

農林水産省では、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、衛生管理及び流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に取り組む食肉処理施設の認証を行う制度（平成30年5月制定）を運用しています。



● 認証基準

- 厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理の遵守
- カットチャートの遵守
- 表示ラベルの記載事項の遵守
- トレーサビリティの確保



1. 衛生管理の遵守

厚労省ガイドラインに基づいた食肉処理施設の徹底した衛生管理

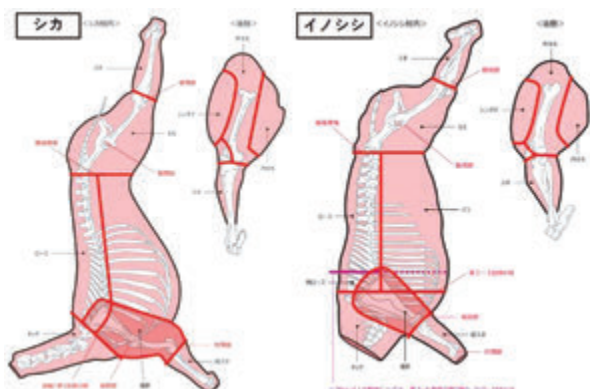


解体処理後の適切な温度管理による冷蔵



金属探知機
弾丸や金属片の確認

2. カットチャートの遵守



「カットチャート」に基づき、部分肉にカットし、流通規格を遵守

3. 表示ラベルの遵守

商品名：鹿肉ロース（スライス）
捕獲地：〇〇県 **加熱用**
内容量：500g
賞味期限（※）：〇〇〇〇.〇〇.〇〇
保存方法：-18℃以下で保存
加工者：
（名称）〇〇〇〇〇〇
（住所）〇〇県〇〇都〇〇町〇〇〇
金属探知機：検査済み



※賞味期限又は消費期限を表示

2次元コードなどで示す情報

- ① 捕獲年月日
- ② 捕獲地域
例）〇〇県××町
- ③ 捕獲方法
例）銃/くくり罠/箱罠など
- ④ 性別等
例）♂/♀、幼獣/成獣
- ⑤ 体重（内臓摘出後）
- ⑥ 解体年月日
- ⑦ 加工年月日
- ⑧ 捕獲者
- ⑨ 個体識別番号
- ⑩ 認証施設・責任者
- ⑪ 電話番号

出荷製品に掲載する情報

4. トレーサビリティの確保

認証施設で処理する個体ごとに個体識別番号を付し、製品のトレーサビリティに関する記録（捕獲～処理～保管～出荷に至る一連の記録）を管理・保存



認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用申請を行うことで、認証マークを使用可能

安全・安心なジビエの提供



より安全なジビエを提供し、
消費者の信頼を確保

コラム

狩猟者のみなさまへ ～豚熱対策のお願い～

- イノシシで豚熱(旧称・豚コレラ)が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。
- イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」・「ある地域では**早期の清浄化**」のために!
- 皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です!

ウイルスがいる場所

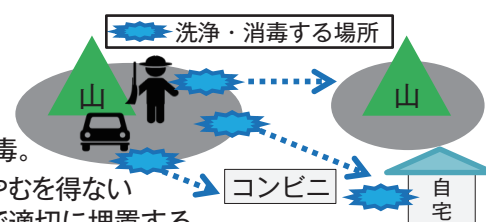
- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中(土壌、植物など)を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



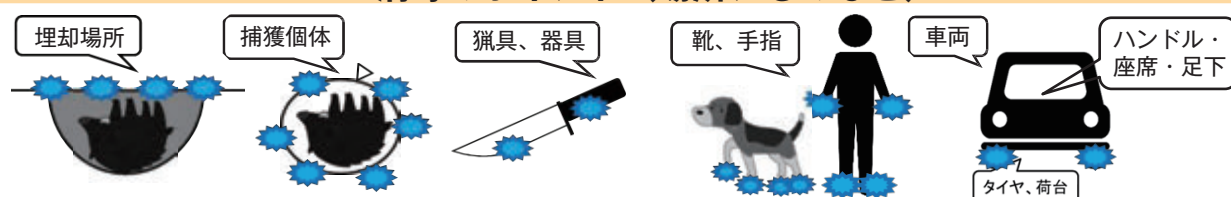
感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの?

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。)
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**(レインコート、防護服等)を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につつま衛生的に処理するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。**
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。



消毒のポイント(場所、ものなど)



洗浄・消毒の方法

- 靴の裏、タイヤ周り**
→ ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。
(ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。)
- 器具(ナイフなど)**
→ ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。
- 消毒方法**
→ アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。
手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。
※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。



※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。
※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

第5章

法令条文等

鳥獣被害防止特別措置法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

平成 19 年法律第 134 号
最終改正 令和3年法律第 71 号

(目的)

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることに鑑み、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成並びにこれに基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び捕獲等鳥獣の有効利用のための措置その他の特別の措置について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳(ほ)乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(地方公共団体の役割)

第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
- 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

3 基本指針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。

5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(被害防止計画)

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするものの（以下「対象鳥獣」という。）の種類

三 被害防止計画の期間

四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項

五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

七 捕獲等をした対象鳥獣の処理（次号に規定する捕獲等鳥獣の有効利用に伴うものを除く。）に関する事項

八 捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する愛がん動物用飼料をいう。第十条の二及び第十五条において同じ。）又は皮革としての利用等

その有効な利用（以下「捕獲等鳥獣の有効利用」という。）に関する事項

九 被害防止施策の実施体制に関する事項

十 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

3 前項第四号の事項には、鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。

4 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、第二項第九号の事項に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。

5 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）と整合性のとれたものでなければならない。

6 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。

7 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。

8 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第六項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護又は管理を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。

9 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公

表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第六項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第八項中「同項後段」とあるのは「第十項において読み替えて準用する第六項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

11 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

12 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第四条の二 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（市町村に対する援助）

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）

第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第九項後段（同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次項において「公告の日」という。）から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣保護管理法第九条（第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第

三号まで及び第六号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獣保護管理法第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長）」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獣保護管理法第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護管理法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「猟区設定者に対し」とあるのは「猟区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護管理法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護管理法第八十三条第一項第二号及び第二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第六号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十四条第一項第一号中「第九条第五項」とあるのは「第九条第五項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十六条第一号中「第十一項」とあるのは「第十

一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の被害防止計画を作成した市町村の区域においては、公告の日前に鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は当該公告の日において現に鳥獣保護管理法第九条の規定により都道府県知事に対して行っている許可等の申請で当該市町村の許可権限委譲事項に係るものは、当該公告の日以後においては、同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為又は同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請とみなす。

3 市町村が第一項の被害防止計画を変更し、許可権限委譲事項の全部若しくは一部が記載されないこととなった場合又は当該被害防止計画の期間が満了した場合においては、第四条第十項において読み替えて準用する同条第九項後段の規定による公告の日又は当該被害防止計画の期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）前に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為（前項の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。）又は当該被害防止計画の変更公告等の日において現に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請（前項の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請とみなされたものを含む。）で当該市町村の許可権限委譲事項に係るもの（当該市町村の許可権限委譲事項の一部が記載されないこととなった場合にあっては、当該記載されないこととなった許可権限委譲事項に係るものに限る。）は、当該変更公告等の日以後においては、鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は鳥獣保護管理法第九条の規定により都道府県知事に対して行っている許可等の申請とみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により被害防止

計画を作成した市町村の長が対象鳥獣の捕獲等の許可を行う場合における鳥獣保護管理法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定希少鳥獣管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成又は変更)

第七条 環境大臣又は都道府県知事は、被害防止計画の作成状況、第四条第十一項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定希少鳥獣管理計画(鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。)又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

(環境大臣又は都道府県知事に対する要請等)

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、環境大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ、特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施、関係市町村相互間の連絡調整その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理鳥獣捕獲等事業との連携)

第七条の三 被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業(鳥獣保護管理法第七条の二第二項第五号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。)が実施される場合には、当該市町村及びその区域内において被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等(鳥獣保護管理法第十四条の二第八項に規定する都道府県等をいう。)及びその実施に携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施

策並びに都道府県知事が行う第七条の二第二項の調査及び措置が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、都道府県知事が行う同項の調査及び措置に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。)のうちから、市町村長が任命する者

4 市町村長は、前項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。

5 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

6 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

7 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護管理法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録についての鳥獣保護管理法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、鳥獣保護管理法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施

隊員（以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。）であって主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。）である旨及び所属市町村（当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であって、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。）の名称」と、鳥獣保護管理法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護管理法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき若しくは所属市町村の変更があったとき」とする。

8 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

9 国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化その他の市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関する措置について、必要な支援に努めるものとする。

（捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理）

第十条 国及び地方公共団体は、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理（捕獲等鳥獣の有効利用に伴うものを除く。）を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（捕獲等鳥獣の有効利用）

第十条の二 国及び地方公共団体は、捕獲等鳥獣の有効利用における安全性を確保するため、捕獲等をした対象鳥獣の食品又は愛玩動物用飼料としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに当該対象鳥獣の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、捕獲等鳥獣の有効利用の促進を図るため、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工に必要な施設並びに当該対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した方法による捕獲等に關

する情報の提供、捕獲等鳥獣の有効利用に係る技術の普及、捕獲等鳥獣の有効利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、国、地方公共団体、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工、流通又は販売を行う事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより、捕獲等鳥獣の有効利用が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（報告、勧告等）

第十条の三 農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の実施等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（農林水産大臣の協力要請等）

第十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して天然記念物の保存に関し、意見を述べるることができる。

3 環境大臣は、鳥獣の保護又は管理を図る等の見地から被害防止施策に関し必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べるることができる。

（国、地方公共団体等の連携及び協力）

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業

団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

（被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査）

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定による調査及び研究の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれらを活用しなければならない。

（被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等）

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究の推進、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進及びその成果の普及並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（人材の育成）

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等（食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。）又は捕獲等鳥獣の有効利用について専門的な知識経験を有する者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。
（農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従

事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許及び猟銃の所持の許可並びにそれらの更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（表彰）

第十六条の二 国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十三条から第十五条までの措置を含む。）の実施に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

（必要な予算の確保等）

第十六条の三 国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十三条から第十六条までの措置を含む。第二十一条において同じ。）を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮するものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十七条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等を踏まえて鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、捕獲等鳥獣の有効利用の促進を図られるよう、捕獲等鳥獣の有効利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮するものとする。

（危害の発生の防止）

第十七条の二 国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための取組において、国民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（生息環境の整備及び保全）

第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（被害防止施策を講ずるに当たっての配慮）

第十九条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣又は著しく減少するおそれのある鳥獣については、当該鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることによりその保護が図られるよう十分配慮するものとする。

（農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化）

第二十条 国及び地方公共団体は、被害防止施策と相まって農林漁業及び関連する産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図るよう努めなければならない。

（鳥獣被害対策推進会議）

第二十一条 政府は、関係行政機関（農林水産省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（見直し）

第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

（特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例）

第三条 第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（次項において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一

部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）附則第一項ただし書に規定する日（次項において「改正法一部施行日」という。）以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあり、及び同項第三号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から令和九年四月十五日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあり、及び同項第三号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

附 則（平成二十四年三月三十一日法律第十号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三十日法律第四十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十六年十一月十九日法律第百十一号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十一月二十八日法律第百三十一号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項第四号の改正規定、第五条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第九条の十第一項の改正規定（「第五条の二第三項第三号又は第四号」を「第五条の二第三項第四号又は第五号」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二日法律第九十七号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年法律第71号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針

平成 20 年 2 月 21 日付け農林水産省告示第 254 号
最終改正 令和 3 年 11 月 30 日付け農林水産省告示第
2011 号
(令和 3 年 11 月 30 日施行)

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

このため、平成十九年十二月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。

その後、鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）を行う担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資すること等を目的として、平成二十四年三月、平成二十六年十一月及び平成二十八年十二月に鳥獣被害防止特措法の改正法が成立した。さらに、令和三年六月に、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限の延長のほか、都道府県知事が被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等の措置を行えるようにすること等を目的とした改正も行われたところである。

また、環境省及び農林水産省は、平成二十五年十二月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を令和五年度までに半減することとした。また、同じく両者は、平成二十六年四月に策定した「被害対策強化の考え方」において、令和五年度までに、

ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。

加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）が改正され、平成二十七年五月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほか、都道府県及び国が実施する鳥獣の管理のための計画を位置付けるなど、施策体系が整理されており、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止施策との一層の連携が求められている。

(1) 被害の状況

① 農作物等被害

各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は減少傾向で推移しており、令和元年度の被害総額は約百五十八億円となっているが、依然として高い水準にある。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルによる被害金額が、獣類被害額全体の約九割を占めている。また、ハクビシン、アライグマ、クマ（ツキノワグマ及びヒグマをいう。以下同じ。）による被害も多く、令和元年度の被害金額は、それぞれ約四億円となっている。

特に近年、クマによる被害は、農作物被害に加え、ほ場や市街地等での出没による人身被害も増加するなど、人とクマの軋轢が問題となっている。

加えて、農作物被害のほかにも、畦（けい）畔の掘り起こしや当該掘り起こしに伴う農業用水路の閉塞等、農地や農業用施設への被害も発生している。

② 森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約四千八百七十ヘクタール（令和元年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、ノネズミ、カモシカ及びノウサギによる植栽木の食害、ニホンジカ、クマ等による樹皮剥ぎ被害などが見られる。近年の被害面積は五千〜九千ヘクタール程度で推移しており、造林地の成林そのものに支障を及ぼすだけでなく、下層植生の消失等により森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしている。獣種別にみると、ニホンジカ、ノネズミ、クマ、カモシカ、ノウサギの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約七割を占めている。

③ 水産被害

北海道周辺海域においてトド等の海獣類による漁具の破損、

漁獲物の食害等の漁業被害が発生しており、北海道が行った調査によると、平成二十五年度の被害金額は約二十億円であった。水産庁が平成二十六年度に「トド管理基本方針」を策定し、駆除、追払い等の対策を行ったことにより、令和元年度の被害金額は約十億円となっている。カワウによるアユを始めとした有用魚種等の食害と、それに伴う遊漁者の減少による地域経済への悪影響も生じており、全国内水面漁業協同組合連合会の推計によると、カワウによる食害の令和元年度の被害金額は六十九億円となっている。

また、ノリ養殖において、近年、ヒドリガモ等のカモ類による食害が確認されている。十一月頃の養殖開始直後から、継続して食害が確認されており、食害を受けている海域も東京湾、伊勢・三河湾、瀬戸内海及び有明・八代海とノリ養殖が行われているほぼ全ての海域に拡大している。

④ 住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は、令和二年度に年間百五十八人となっており、うち二人が死亡している。また、ニホンジカ等と列車、自動車等との衝突に起因した交通事故による被害のほか、住宅地においてもイノシシ、サル等による人身被害が発生している。

(2) 被害防止対策の基本的な考え方

① 基本的な考え方

都道府県の区域内においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第四項に定める希少鳥獣を除く。）がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、鳥獣の管理を図るため特に必要と認めるときは、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋（あつ）轢（れき）の回避に向けて個体群管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な対策を行うこととされている。加えて、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている希少鳥獣がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、安定的な維持を図りつつ計画的な管理を図る必要があると認めるときは、環境大臣が特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に定める特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、管理対策を行うこととなっている。

また、トドについては、漁業法（昭和二十四年法律第二百六

十七号）に基づく管理対策が行われてきている。平成二十六年八月には、「トド管理基本方針」を策定し、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化するとの考え方に基づき、令和六年度に日本海における来遊群の個体数が平成二十二年の水準の六十パーセントとなるまで減少させることを管理の目標として、採捕数の上限を約二百頭から約五百頭に見直した。令和元年度には「トド管理基本方針」の一部改正を行った。さらに、森林においては、平成二十八年五月にその改正法が成立した森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）により、市町村森林整備計画等において、鳥獣害防止森林区域を設定し、対策を行うべき区域を明確にした上で、当該区域内において森林経営計画の期間内に植栽による造林が予定されているときは、森林経営計画に鳥獣害の防止の方法を記載するとともに、当該記載事項の履行を求める仕組みを設け、計画的な森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組を推進しているほか、ノネズミについては、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）に基づく駆除等が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、被害の状況を適確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第四条第一項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第四条の二第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化並びに鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第九条第一項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置及びその機能の強化を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置、捕獲等をした対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第四条第二項第二号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の食品、愛玩動物用飼料（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する愛がん動物用飼料をいう。以下同じ。）又は皮革としての利用等の有効利用等の鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。

また、市町村における被害防止対策のみでは鳥獣による農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認められるときは、都道府県は、市町村からの要請を踏まえて、被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を実施するなど、

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

このほか、国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害の防止や鳥獣の捕獲等についての専門的な知識経験を有する者の育成等について、必要な支援措置を講ずる。さらに、国は、都道府県が市町村の要請を受けて行う鳥獣被害防止のための措置について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮する。

② 市町村の役割

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を適確に把握することができることから、地域の農林漁業者、近隣市町村、都道府県、関係機関等と連携を図りつつ、被害防止計画の作成、協議会の組織化、鳥獣被害対策実施隊の設置、被害の状況又は被害防止対策の効果の分析その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

③ 都道府県の役割

都道府県は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）の作成その他の鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の保護及び管理の施策を実施するとともに、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止対策の実施の状況等を把握することができることから、第二種特定鳥獣管理計画の作成、変更及び実施、被害防止技術の開発、実証及び普及、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成、協議の場を設置すること等による関係地方公共団体との常日頃からの情報共有及び広域的な連携の促進、市町村からの要請に基づく被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲その他の当該都道府県における被害防止対策の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 国、都道府県及び市町村の関係

市町村における被害防止計画の作成及び実施に当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、当該情報の提供、当該技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、被害防止対策が適

切に行われていないと認められる等の場合は、市町村長に対して報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。

一方、市町村において、被害防止計画に基づく被害防止対策が適切に実施されているにもかかわらず、当該市町村の存する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されておらず、又は当該市町村の存する特定の地域において特定希少鳥獣管理計画が作成されておらず、対象鳥獣の生息状況等の科学的な知見が十分でないこと、周辺市町村における対象鳥獣の捕獲等その他被害防止対策が不十分であること、市町村の境界をまたいで鳥獣が広域的に分布又は移動しており、単独市町村での有効な対策の実施が困難であること等により、当該市町村における被害の減少が十分に図られないことも想定される。こうした場合、市町村長は、都道府県知事又は環境大臣に対し、被害防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする（環境大臣に対して要請できる措置は、特定希少鳥獣（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣をいう。）の管理のための措置に限る。）。要請を受けた都道府県知事又は環境大臣は、単独市町村では市町村の境界をまたいで広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況等を把握することが困難であることを踏まえ、被害の原因となっている鳥獣の生息状況や生息環境等について必要な調査を実施した上で、必要に応じて、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成、変更又は実施、複数市町村による広域的な被害防止対策の実施に係る連絡調整、被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、市町村長が都道府県知事に対して被害防止のための措置を要請する前提として、市町村長においては、当該市町村における被害や対策の状況の把握に努めるとともに、都道府県知事においては、当該都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、生息数、繁殖の状況、出現の季節等の基礎的な調査及びモニタリングによる鳥獣の保護管理の状況評価等を継続的に行うよう努め、さらに、これらの状況等について、都道府県及び市町村の間で、常日頃から情報の共有を密に行うよう努めることが重要である。その上で、市町村長が要請を行うに当たっては、その要請の内容について、都道府県と事前の協議を行うよう努めるものとする。

また、都道府県において、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣保護管理法第十四条の二第一項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）を実施する場合においては、市町村が定める被害防止計画に基づく取組と連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、

時期、手法等について関係者間で調整を行うとともに、適切な役割分担がなされるよう考慮し、実効性を高めるものとする。

2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明

(1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

また、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息状況の適確な把握に加え、科学的な知見や取組事例に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる生息数や生息密度等の目標水準を設定するとともに、目標の達成状況について分析及び検証を行い、その上で必要な見直しを行うことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ、適正な生息数についての調査研究を推進する。

さらに、鳥獣の生息数に加え、その地域的な生息密度や農林水産業等に特に大きな被害を与えている個体の有無が農林水産業等に係る被害の発生の程度に影響することから、国及び地方公共団体は、センサーカメラやドローンを使った調査や AI（人工知能）を活用した画像分析等を組み合わせることにより、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息状況の実態を把握するための調査研究を推進する。

特に、各地域における被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の侵入状況や、鳥獣を誘引する要因等の実態把握をすることが重要である。このため、国及び地方公共団体は、センサーカメラ等の活用による鳥獣の出没状況の把握や、ドローン等を活用した集落環境の効率的な把握等、集落周辺の環境に関する調査及び分析の取組を推進する。

このほか、市町村長からの被害防止に関する措置の要請を受けた都道府県知事又は環境大臣は、単独市町村では市町村の境界をまたいで広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況等を把握することが困難であることを踏まえた上で、被害の原因となっている鳥獣の生息状況や生息環境等について速やかに必要な調査を実施する。なお、こうした調査の前提として、都道府県知事においては、当該都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、生息数、繁殖の状況、出現の季節等の基礎的な調査及びモニタ

リングによる鳥獣の保護管理の状況評価等を継続的に行うよう努めることが重要である。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害状況の適確な把握

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数と同様に、鳥獣による農林水産業等に係る被害を適確に把握することが重要である。このため、国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認に加え、センサーカメラ等の ICT（情報通信技術）機器の活用等により、被害状況を適確に把握する取組を推進する。さらに、集落アンケート調査の実施や GIS（地理情報システム）等の活用により、潜在的な被害の実態を含めた現状を詳細に把握・分析することで、効果的な鳥獣被害対策を推進する。

なお、被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、市町村は、可能な限りこれらについて把握するよう努めるものとする。

(3) 調査結果の活用

国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。

(4) 被害原因の究明

被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要である。このため、国及び都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進する。

3 実施体制の整備

鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、また、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手や農林漁業者の減少や高齢化が進んでいる中において、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の被害対策への参画を進めるなど、地域全体で持続的に捕獲、侵入防止、集落環境管理等の総合的な被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

このため、市町村において、協議会の組織化及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進するとともに、捕獲、侵入防止、集落環

境管理等の総合的な被害防止対策が実施できるよう、鳥獣被害対策実施隊の機能の強化を推進する。

(1) 協議会

鳥獣被害防止特措法第四条の二において、協議会は、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むために必要な協議や連絡調整を行うため、市町村が単独で又は共同して組織することができるものとして規定されているところである。

協議会は、市町村に加え、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関その他市町村が必要と認める者をもって構成するものとする。

協議会においては、市町村による被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止対策の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(2) 鳥獣被害対策実施隊

① 基本的な考え方

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、協議会を組織することに加え、鳥獣被害対策実施隊員により、市町村における捕獲、侵入防止、集落環境管理等の総合的な被害防止対策が持続的に行われることが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、当該鳥獣被害対策実施隊が中心となって当該市町村における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図るものとする。特に、鳥獣被害対策実施隊の設置が行われたものの、鳥獣被害対策実施隊員が市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで構成されている場合や、鳥獣被害対策実施隊員に捕獲の有資格者がいない場合には、捕獲、侵入防止、集落環境管理等の総合的な被害防止対策を適切に行うことができるよう、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の被害対策への参画を進めるなど、鳥獣被害対策実施隊の機能の強化に一層努める必要がある。また、被害防止対策を効果的に行うための体制の整備を図る観点から、捕獲技術等の被害防止対策に係る技能の向上及び知識の習得を推進し、鳥獣被害対策実施隊員の人材育成に努める。

国及び都道府県は、市町村において、鳥獣被害対策実施隊の設置及びその機能の強化が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。

② 取組内容

鳥獣被害対策実施隊は、対象鳥獣の捕獲等、追払い活動、侵入防止柵の設置等の被害防止計画に基づく被害防止対策に従事するものとする。また、市町村は、市町村ごとの取組内容について、当該市町村の被害防止計画を踏まえつつ、地域の実情

に応じ、柔軟に定めることができるものとする。

このほか、鳥獣被害対策実施隊員は、鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要があるものに従事するものとする。

③ 鳥獣被害対策実施隊員の人選

鳥獣被害対策実施隊員の人選に当たっては、一部の地域において、市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで鳥獣被害対策実施隊を構成している場合や鳥獣被害対策実施隊員に捕獲の有資格者がいない場合があることから、市町村は、必要に応じて猟友会、農林漁業団体その他の関係機関等と事前の調整を行うなど、必要な体制整備が円滑に行われるよう留意しながら、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材を活用するよう配慮するものとする。特に、鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲活動が行われるよう、十分な調整を行い、必要な人員を確保するなど、体制の強化に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、市町村による鳥獣被害対策実施隊員の人選が円滑に行われるよう、市町村、猟友会等関係機関に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 鳥獣被害対策実施隊員の身分等

鳥獣被害対策実施隊員のうち鳥獣被害防止特措法第九条第三項第二号に掲げる市町村長が任命する者については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他の関係法令の規定に基づき、非常勤の公務員として、被害防止対策に係る活動に対する報酬が支給されるとともに、当該活動において発生した災害に対する補償が行われることとなる。

非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び災害補償については、地方公共団体の条例で定めるものとする。また、実施隊員に対する日額報酬や年額報酬の水準については、活動時間や業務の負担等を勘案して均衡のとれた水準となるよう定めるものとする。

⑤ 鳥獣被害対策実施隊員の指名及び任命に関する留意事項

市町村長は、被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊の隊員として指名又は任命することとする。このうち主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる隊員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）については、特段の事由により参加できない場合を除き市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる技能を有するものの中から、市町村長が指名又は任命することとし、当該市町村長は対象鳥獣捕獲員に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

なお、市町村長は、対象鳥獣捕獲員の狩猟免許が取り消され

た場合、正当な理由なく市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に参加しないと認められる場合等は、速やかに当該対象鳥獣捕獲員を解任するものとする。

⑥ 鳥獣被害対策実施隊員以外の捕獲者に関する留意事項

市町村長が、円滑な被害防止対策の推進のため、鳥獣被害対策実施隊員以外の者に対象鳥獣の捕獲等への協力を要請する場合には、当該要請は、対象鳥獣の捕獲等に協力的であることが見込まれる者であって、対象鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に行うことができる技能を有するものに対して行うよう留意する。

⑦ 市町村の区域以外の区域に居住する者の取扱い

市町村長は、鳥獣被害対策実施隊の組織化を進める上で、当該市町村に居住する者のみでは十分な体制が確保されないと認められる場合又は当該市町村の区域以外の区域に居住する者であって、被害防止対策への積極的な参加が見込まれるものがある場合には、猟友会等関係機関等と連携して、当該市町村の区域以外の区域に居住する者について、鳥獣被害対策実施隊員として任命することにより、体制整備に取り組むものとする。

また、国及び都道府県は、市町村、猟友会等関係機関と連携して、市町村における鳥獣被害対策実施隊の体制整備に必要な人材の融通を図られるよう、指導、助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に則し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

これに加え、市町村における被害防止対策のみでは鳥獣による農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認められるときは、都道府県は、市町村からの要請を踏まえて、被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を実施するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

これらの捕獲等を実施するに当たっては、特に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等を踏まえることが必要である。

また、国及び地方公共団体は、狩猟者に対して捕獲活動への支援を講じる場合、不適切な補助金申請等を未然に防止し、適正かつ確実な捕獲等が推進されるよう、指導及び助言を行うとともに、捕獲確認方法等の統一、捕獲確認に関する相談窓口の設置、捕獲確認方法の電子化等により事務負担を軽減する等の必要な措置を講ずるものとする。

なお、国及び地方公共団体は、鳥獣保護管理法第三条第一項の規定に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成二十八年

十月十一日環境省告示第百号。以下「鳥獣保護管理基本指針」という。）を踏まえ、クマやカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、わなの形状、誘引方法、わなの設置場所等を検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

また、捕獲等した鳥獣を致死させる場合には、鳥獣保護管理基本指針を踏まえ、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成七年七月四日総理府告示第四十号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

（1）鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護管理法、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣保護管理基本指針において、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められており、また、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等を行うことができることとされているところである。これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

また、ICT や AI を活用することによって自動で捕獲すること又は遠隔操作することが可能なわなや、広域の生息調査等が可能なドローン、捕獲技術を高度化させ、担い手不足対策や捕獲効率の向上に貢献できる技術であり、国及び地方公共団体は、これらの新しい技術について、ホームページ等での情報提供や、技術情報に関する研修の開催等により普及に取り組むものとする。

なお、鳥獣による被害防止を目的とした鳥獣の捕獲許可の期間については、鳥獣保護管理基本指針において、「狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、

被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。」とされていることを踏まえ、市町村長が行う鳥獣による被害防止を目的とした鳥獣の捕獲許可に当たっても、被害防止対策の必要性に鑑みて、その期間を適切に設定するよう留意するものとする。

(2) 都道府県を中心とした被害の防止に関する捕獲体制の構築

被害防止のための捕獲等は、各市町村の鳥獣被害対策実施隊を中心とした体制により実施されているが、鳥獣は市町村の境界をまたいで自由に移動するため、その捕獲に当たっても、隣接する地方公共団体間で十分な連絡調整が行われることが重要であり、都道府県が主体となって、会議の設置又は既存の会議の活用等により協議の場を設けるなど、捕獲に関する関係地方公共団体間の常日頃からの情報共有及び連携に努めるものとする。

この際、国は、地方公共団体間の連携・協力が図られるよう、必要に応じて地方公共団体間の協議等に参加し、被害防止対策の実施のために必要な情報の提供その他の必要な支援を行うように努めるものとする。

また、市町村長から都道府県知事に被害防止に関する措置等の要請があった場合には、都道府県知事は、単独市町村では市町村の境界をまたいで広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況を把握等することが困難であることを踏まえ、被害の原因となっている鳥獣の生息状況や生息環境等について速やかに必要な調査を行い、被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、都道府県知事が被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を実施するに当たっては、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画が定められている場合にはこれらの計画と整合を図りながら、猟友会等との関係団体からも意見を聴取した上で、あらかじめ、捕獲等の対象となる鳥獣の種類、実施期間、実施地域及び捕獲等の目標を明確にし、関係する国の機関、市町村等と共有を図るものとする。

なお、こうした措置の前提として、都道府県知事は、当該都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、生息数、繁殖の状況、出現の季節等の基礎的な調査及びモニタリングによる鳥獣の保護管理の状況評価等を継続的に行うよう努めるものとする。

また、被害防止に関する広域的な捕獲活動その他の必要な措置を円滑に実施するためには、鳥獣の生態や生息状況に係る専門的な知識・経験を有する人材や、奥山等における効率的な捕獲活動を行う技術を有する人材が必要であることを踏まえ、国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等について、専門的な知識や経験を有する者の育成を図るため、体系的な研修の実施その他の

必要な措置を講ずるものとする。

(3) 各地域の猟友会の連携強化

市町村や農林漁業団体の職員等を捕獲等の担い手として育成・確保する一方、猟友会については、鳥獣被害対策実施隊員の一員として、各地域における捕獲等を担う役割が期待される。しかしながら、地域によっては、猟友会の会員が減少しているにもかかわらず、他の地域の猟友会との連携が不十分と認められる場合がある。

このため、国及び地方公共団体は、各地域の猟友会の連携を強化し、各地域の猟友会が連携した捕獲体制の構築を推進する。

(4) 住民の生命、身体等に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

鳥獣被害防止特措法第九条第五項において、鳥獣被害対策実施隊員は、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急に行う必要のある鳥獣の捕獲等に従事するものとしてされていることを踏まえ、市町村は、緊急時の対応に際しては、都道府県、警察その他関係機関と密接に連携し、事態に適切に対処するものとする。

なお、クマ等が住宅街等に現れ、住民の生命、身体等に現実かつ具体的に危険が生じ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第四条第一項の規定に基づき、警察官が狩猟者に対し駆除を命ずることもある。

(5) 関連施策との連携に当たっての留意事項

家畜伝染病は、野生鳥獣を介して家畜に伝播する可能性があることが知られている。このため、国及び地方公共団体は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基づき定められた防疫指針等を踏まえ、家畜衛生関連施策と連携して野生鳥獣の捕獲等を推進する。特に野生イノシシについては、豚熱対策として、豚熱の浸潤状況の把握、経口ワクチンの散布等の取組と合わせ、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年十二月三日農林水産省・環境省公表）も踏まえ、捕獲を行う。

また、野生鳥獣は、一部の人獣共通感染症の媒介をすることもあるほか、野生鳥獣に付着したヤマビルが、野生鳥獣の移動に伴って分布を広げることも懸念されるなど、野生鳥獣による被害防止のために捕獲や侵入防止等の対策を行うことには、農林水産業に対する直接的な被害を防止する効果に加え、野生鳥獣による様々な間接的な被害を防止する効果も期待される。このため、国及び地方公共団体は、野生鳥獣の捕獲等の対策を推進するに当たり、家畜伝染病対策や人獣共通感染症対策その他の

関連施策との連携を図るよう留意するものとする。

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵等の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。また、侵入防止柵によって鳥獣の移動経路や行動範囲を一定程度制限できることから、侵入防止柵とわなを一体的に設置する等捕獲対策との連携を図ることが重要である。加えて、生息状況調査を実施した結果、道路や水路等の通常の侵入防止柵が設置できない開口部が侵入経路となっている事が確認された場合は、グレーチング（格子蓋）やのれん型の侵入防止柵の設置の検討も必要である。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置や捕獲に資する侵入防止柵の設置その他の侵入を防止する対策を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理（日々の点検や災害等による被害が生じた場合の補修を含む。）手法の普及等を推進する。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、4 による捕獲等、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

国及び地方公共団体は、ニホンザル等の対策における追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年五月二十八日環境省告示第三十七号）において、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められていることも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。

(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、

市町村等は、農作物残さや食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

6 捕獲鳥獣の適正な処理

捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、焼却施設及び微生物分解による減容化処理施設の整備充実を図るほか、複数市町村による焼却施設等の共同整備等の広域的な取組や、共同埋設地における集団埋設の取組等の効率的な処理に関する取組事例及び処理方法について情報収集し、これらの情報について、ホームページに掲載するとともに、定期的に全国の協議会事務局に直接資料を提供するなど、多様な媒体を用いた情報発信や、各種セミナー等の情報共有の場での情報提供により捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。

7 捕獲等をした鳥獣の有効利用

被害防止対策を持続的に実施するとともに、農山漁村地域の振興を図る観点から、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を地域資源として捉え、食肉等を中心に有効な利用を推進してきたところである。

捕獲等をした鳥獣は、外食、小売、学校給食等での食肉利用のほか、愛玩動物用飼料としての利用も拡大しており、令和元年度の食肉及び愛玩動物用飼料としての利用量は二千八トンと、平成二十八年度と比べると五十七パーセント増加している。シカ及びイノシシの捕獲頭数に占める食肉及び愛玩動物用飼料としての利用頭数の割合も年々増加傾向にあるものの、令和元年度は九パーセントにとどまっている（自家消費を除く。）。また、捕獲等をした鳥獣を余さず地域資源として有効利用するためには、食肉及び愛玩動物用飼料としての利用のみに留まらず、皮革その他の用途での利用の推進も必要である。

このため、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の更なる利用拡大に向けて、その用途により必要となる取組が異なることを踏まえ、処理加工施設への搬入促進、食品等として利用するに当たっての安全性の確保、処理加工現場における人材の育成、多様な用途での利用、需要拡大のためのプロモーション、事業者の連携強化による原料や商品の安定供給体制の構築その他の必要な措置を講ずる。

(1) 食品としての利用

① 安全性の確保

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲、運搬、処理、加工、流通、販売等の各段階において衛生管理が徹底されるよう、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成二十六年十一月十四日厚生労働省策定）の遵守に関する指導、助言及び情報提供を行うほか、処理・加工・流通・販売の各施設における食品衛生法及びガイドラインの遵守状況について把握し、監視及び指導の強化に努める。

また、衛生的な処理加工等の技術の普及・向上のため、処理加工施設の職員に対する研修の定期的な実施や内容の充実を図るとともに、研修の受講を促進するために必要な環境整備に取り組む。

加えて、処理加工施設に対する各種認証取得への支援や処理加工施設の衛生管理の高度化の優れた取組に対する表彰等により、野生鳥獣肉の食品等としての安全性の確保に努める。

② 持続的な利用等の推進

捕獲等をした鳥獣の利用に当たっては、その利用が持続的かつ被害の防止に資するものであることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、経営の視点も含め、食品としての利用に携わる人材の育成及び技能の向上を図るとともに、利用に適した捕獲、運搬及び処理技術の普及等による利用頭数、品質及び加工歩留まりの向上、在庫調整機能を備えた処理加工施設の整備や施設への搬入に必要な設備、資材の導入等により、捕獲、運搬、処理等を一体的に実施し、流通又は販売を行う事業者が求める量及び品質の原料を安定供給する体制の構築を推進する。

また、鳥獣の食肉利用等に関する情報発信、普及啓発等による幅広い需要の開拓、食肉への加工に関する規格の統一等、円滑な流通を促進するために必要な環境整備に取り組む。

(2) 愛玩動物用飼料としての利用

① 安全性の確保

国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の愛玩動物用飼料としての利用における安全性を確保するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の遵守に関する指導及び助言並びに愛玩動物用飼料としての安全性に関する情報の収集、分析及び提供を行うほか、衛生管理に関する技術の普及に努める。

② 持続的な利用等の推進

国及び地方公共団体は、経営の視点も含め、愛玩動物用飼料の製造業者が求める品質や衛生管理基準を満たす原料の安定供給体制の構築、幅広い需要の開拓等、捕獲等をした鳥獣の愛

玩動物用飼料としての有効利用を促進するために必要な環境整備に取り組む。

(3) 皮革その他の用途での利用

皮革その他の用途での利用については、今後、全国各地での取組を広げていく普及段階にあることを踏まえ、国及び地方公共団体は、先行的な取組事例に関する情報の収集・提供をするとともに、用途に応じて以下のような取組その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 皮革としての利用

衣服、靴、雑貨等としての利用が見られることを踏まえ、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の皮革としての利用の推進のため、先行的な取組事例及び皮革として利用する場合の皮革製造・加工業者が求める品質基準を満たす適切な捕獲・保存方法に関する情報の収集・提供とともに、商品開発や販路開拓の支援等の措置を講ずる。

② 油脂としての利用

保湿剤等としての利用が見られることを踏まえ、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の油脂としての利用の推進のため、原料抽出技術に関する情報の収集・提供とともに、商品開発や販路開拓の支援等の措置を講ずる。

③ 骨や角の利用

骨については、愛玩動物用飼料、陶器原料、動物園での餌等としての利用が見られるほか、角については、工芸品等として利用する取組が見られることを踏まえ、国及び地方公共団体は、用途ごとの製造技術に関する情報の収集・提供とともに、商品開発や販路開拓の支援等の措置を講ずる。

④ 動物園等でのと体給餌としての利用

近年、捕獲等をした鳥獣の有効利用と、動物園等における動物福祉を両立する取組として注目されつつあり、民間団体による研究やマニュアル等の作成事例が見られることを踏まえ、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の動物園等でのと体給餌の推進のため、捕獲等をした鳥獣をと体給餌する際の処理・給餌方法、衛生管理、流通等の課題を整理し、必要な支援等の措置を講ずる。

(4) 国、地方公共団体、事業者等の連携及び協力

捕獲等をした鳥獣の利用の推進に当たっては、需要を踏まえた商品開発や、安定供給できる流通体制の確保、需要の開拓等を有機的な連携の下に行うことが必要であり、国、地方公共団体、捕獲等をした鳥獣の加工、流通又は販売を行う事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することが重要である。

このため、国はこれらの者が一体となって取り組む商品開発、販路開拓等の取組、ICT を用いた在庫情報の共有への支援、事業者間のマッチングに資する懇談会の開催その他の関係者間の連携を強化し、相互に協力して利用を推進する体制を構築するための措置を講ずる。

また、国は、関係者が連携を図りやすい環境を整備する観点から、捕獲等をした鳥獣の有効利用に関する事業者向けの情報発信や定期的な情報交換会の開催、食肉の規格の統一に係る普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 国、地方公共団体等の連携及び協力

(1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護及び管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。また、必要に応じて、農林漁業団体、猟友会、鳥獣の保護及び管理に関する学識経験者等の意見を聴取するなど、適確な被害防止対策の実施に努める。

国は、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施するため、農林水産省、環境省その他関係省庁による鳥獣被害対策推進会議を開催する。

(2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことが効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携・協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

なお、国は、地方公共団体相互の連携・協力が図られるよう、必要に応じて地方公共団体間の協議等に参加して、被害防止対策の実施のために必要な情報の提供その他の必要な支援に努める。

(3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の農林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。

このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会の組織化を

推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対策を推進する。

(4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

9 研究開発及び普及

被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築していくことが必要である。

このため、国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術、生息数推計手法、捕獲等をした鳥獣の有効利用等に関する技術等の研究開発を推進する。特に、ICT や AI を活用した自動及び遠隔操作による捕獲機器の活用や、ドローンやセンサーカメラ等の ICT 機器を活用した生息調査等については、捕獲技術の高度化に資するだけでなく、担い手不足や捕獲効率の向上に貢献できる技術であるとともに、GIS 等を用いた被害状況及び捕獲場所等の各種情報のマッピングと併せて取り組むことで、より高い効果が期待できる。これら技術等の研究成果等について被害防止対策マニュアル（食品としての利用等に係るものを含む。）やホームページ等の多様な媒体を用いた分かりやすい情報発信、技術情報に関する研修の開催等により、現場への普及・実装に取り組むものとする。

10 人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うとともに、捕獲等をした鳥獣の有効利用を推進するためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術（捕獲等をした鳥獣の有効利用に適したものを含む。）を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境管理、捕獲等をした鳥獣の有効利用の方法等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 被害防止対策に係る人材育成

地域における被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、対策の企画・立案の担い手として、生態学、動植物学、森林管理、被害防除等の多様な分野の専門的な知見を有する人材の育成・確保を図るとともに、現場で対策を実施する人材の

被害防止に関する技術・知識の向上を図ることが必要である。

このため、国は、主に被害防止対策を企画・立案する人材を育成・確保する観点から、高等教育機関との連携による専門的な人材育成を図るための教育プログラムの実施、鳥獣被害対策の総合的な研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。また、地方公共団体は、それぞれの管内で対策の企画・立案を実施する人材を育成・確保するため、被害防止対策の中核となる人材が外部研修や教育プログラム等を受講する機会の確保を図るとともに、地域の現場で対策を実施する者を育成・確保する観点から、被害防止技術に関する研修会の開催や、技術的指導を行う者の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

この際、技術的指導を行う者については、普及指導員をはじめ、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、被害防止対策のうち特に鳥獣の捕獲等の活動を推進するためには、各地域において、捕獲等の技術を有する者の育成・確保が必要であるほか、複数市町村にまたがる広域の捕獲活動を実施するためには、当該捕獲等の活動を実施する者が、鳥獣の生息状況、奥山での効率的な捕獲等を行うための高度な捕獲技術等の専門的な知識経験を有していることが必要となる。

このため、国及び地方公共団体は、猟友会や射撃場管理者等の関係者と連携し、射撃場を活用した初心者向けの講習の実施や、地域のベテランの捕獲者等の指導に基づく高度な捕獲技術等の習得のための研修の実施その他の捕獲等に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を図る。

(2) 捕獲鳥獣の有効利用に係る人材育成

安全性を確保した野生鳥獣肉の利用拡大を図るためには、衛生的な処理や解体技術を有する処理加工の人材を確保するとともに、その技能の向上を推進することが必要である。

このため、国及び地方公共団体は、新たに処理加工に従事する者に対する衛生的な処理や解体等の技術・知識に関する研修や、それらについての技能向上のための研修の機会の確保、衛生管理等に係る定期的な研修の実施及び認証制度の普及その他の処理加工に携わる者の資質の向上を推進するために必要な措置を講ずる。

また、野生鳥獣肉の利用拡大に当たっては、処理加工施設が

あっても、食肉としての利用に適した捕獲個体が少ないことが課題として挙げられることから、捕獲等をした鳥獣のうち有効利用されたものの割合を向上させる取組が重要である。特に、食品や愛玩動物用飼料への利用拡大を図るためには、捕獲者が、猟銃やわな等捕獲に係る基本的な技術に加え、食品や愛玩動物用飼料としての利用に適した捕獲方法、止め刺し及び放血技術、施設への搬入方法等に加え、捕獲個体の異常確認、食中毒の防止対策等の捕獲から施設搬入までの衛生管理の知識を有することも必要であることから、捕獲者への衛生管理の知識の向上のための指導要領を作成するとともに、その指導要領に基づき効果的かつ効率的な人材育成を促進する必要がある。

このため、国は、捕獲から施設搬入までの衛生管理の知識を有する捕獲者を育成・確保する観点から、関係機関、関係団体等の協力を得て、捕獲者への育成・指導を行うための指導要領を作成し、これに基づいて、より高度で専門的な知識・技術を有する指導者等を育成するとともに、関係機関等が行う研修カリキュラムの作成への協力や研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、地方公共団体は、それぞれの管内で当該衛生管理の知識を有する捕獲者を確保するため、管内での指導者を育成・確保するとともに、捕獲者の研修機会の確保や普及啓発の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

さらに、皮革その他の用途での有効利用の推進のためには、各用途に応じた専門的な知識経験を有する者の育成・確保が必要である。

このため、国及び地方公共団体は、皮革その他の用途ごとに必要な技術等について、情報の収集・提供その他の必要な措置を講ずる。

11 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成又は変更

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を効果的に行うためには、鳥獣の生態や生息状況等の科学的な知見に基づいて、計画的に被害防止対策を進めていくことが必要である。この場合、第二種特定鳥獣管理計画制度及び特定希少鳥獣管理計画制度を有効に活用することが重要であり、都道府県又は国においては、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況や、被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成や変更にも努めるものとする。

12 生息環境の整備及び保全

被害防止対策を実施するに当たっては、人と鳥獣のすみ分け

を進めるほか、鳥獣の生息環境の整備及び保全を進めることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣との共存に配慮し、地域の特性に応じ、人工林の間伐の推進や長伐期化、針広混交林化等への誘導、天然林の保全等による多様で健全な森林の整備・保全、鳥獣保護区の適切な管理その他の鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資する取組を進める。

二 被害防止計画に関する事項

市町村は、協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲等、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害防止対策の実施が図られるよう、鳥獣の生息状況を踏まえた捕獲等の更なる強化等の対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔軟な運用が図られることが重要である。

1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、隣接する市町村と被害防止計画に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第四条第五項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

2 鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護管理事業計画（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同

じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）との整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護及び管理に係る対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第四条第五項前段の規定に基づく被害防止計画の協議があつた場合には、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な指針

① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲等、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係る課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載する。

（2）対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であつて、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。

（3）被害防止計画の期間

被害防止計画の期間は三年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

(4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

① 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲等の担い手の確保、農林漁業者による狩猟免許の取得促進、わなの見回り等で捕獲者をサポートする体制の構築、外部団体への捕獲の委託等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載する。また、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者にライフル銃を所持させて捕獲等に従事させようとする場合には、そのことについて記載する。

② 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。また、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びライフル銃を所持させた者による捕獲手段等の具体的な取組について記載する。

③ 許可権限委譲事項

被害防止計画に許可権限委譲事項（鳥獣被害防止特措法第四条第三項に規定する許可権限委譲事項をいう。）を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。

都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第四条第五項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。

(5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。

(6) 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害に対し、緊急に対応が必要となる場合等の連絡体制、役割分担等について記載する。

(7) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記載する。

(8) 捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食品、愛玩動物用飼料、皮革、油脂、骨製品、角製品、動物園でのとけ給餌等、捕獲等をした鳥獣の有効利用について、用途ごとに現状及び目標を記載する。処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。また、捕獲等をした鳥獣の有効利用のための人材育成の取組についても記載する。

(9) 被害防止施策の実施体制に関する事項

① 協議会に関する事項

市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会を設置している場合は、その名称及び被害防止対策において、当該協議会の各構成機関が果たすべき役割について記載する。

② 関係機関に関する事項

協議会の構成機関以外に、研究機関や NPO 等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合は、それらの関係機関が果たすべき役割について記載する。

③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町村が被害状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合は、鳥獣被害対策実施隊の設置に関して、設置に向けた基本的な方針等を記載する。また、鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事項を記載する。

④ 自衛隊への協力要請に関する事項

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の規定に基づき、自衛隊に対して侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備について協力を求める場合（例えば、侵入防止柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合又は建設機械を用いて緩衝帯を整備する場合）には、自衛隊に協力を求める内容について記載する。

ただし、自衛隊への協力要請については、事前に、農林漁業者自らによる工事の施行、建設業者への委託等、他の手段による対応の可能性について検討を行い、必要に応じて、都道府県、国に対して、技術的な助言その他必要な援助を求めた上で、なお、過疎化、高齢化等により他の手段による被害防止対策の実施が

困難と判断された場合において、自衛隊による対応の可否を確認した上で、これを行うものとする。

(10) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記載する。

4 被害防止計画の実施状況の報告

被害防止対策を効果的に実施するためには、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組の実施状況を都道府県に報告し、第二種特定鳥獣管理計画の作成又は計画の見直しに役立てる等、都道府県と市町村が連携して対策を実施することが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害防止特措法第四条第十一項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告するものとする。

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

1 国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関や NPO 等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲等による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であること、また、捕獲等をした鳥獣の利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、被害防止対策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

2 鳥獣の特性を考慮した適切な施策の推進

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大等により、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化している一方で、ツキノワグマ等、地域的に個体数が著しく減少している鳥獣が存在する。

このため、国及び地方公共団体は、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意するとともに、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣等については、当該鳥獣の特性を考慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備、保全等を推進することにより、その保護が図られるよう十分配慮するものとする。

3 農林漁業の振興及び農山漁村の活性化

国及び地方公共団体は、被害防止施策の推進と相まって、農林漁業及び関連する産業の振興等を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図る。

4 表彰

鳥獣による農林水産業等への被害が全国的に深刻化する一方で、市町村、農林漁業者、猟友会等の関係者が連携して被害防止に取り組み、顕著な効果を挙げている地域がある。国及び地方公共団体は、被害防止対策（捕獲等をした鳥獣の有効利用の取組、被害の状況、鳥獣の生育状況等の調査、被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等並びに人材の育成を含む。）に係る意欲の向上及び優れた取組の普及を図る観点から、顕著な功績があると認められる者及び団体に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

5 被害防止の取組における安全の確保

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の取組において、猟銃の誤射、わなにかかった大型獣による反撃、追払い活動に用いる花火（動物駆逐用煙火を含む。）の誤使用、電気柵による感電等による人身被害が発生している。

被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中、これらの人身被害を未然に防ぐため、国及び地方公共団体は、鳥獣保護管理法、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）その他の関係法令の規定等に基づく安全確保に関する知識の普及、指導、助言等を行うことにより、被害防止の取組における安全の確保を図る。

6 狩猟免許、猟銃所持許可等に係る手続における負担の軽減

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するよう、狩猟免許等に係る手続の迅速化、狩猟免許試験の休日開催や複数回開催等、狩猟免許、猟銃の所持許可等に係る手続における負担の軽減を図るための取組を推進する。

7 東日本大震災等への対応

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により鳥獣の捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害が拡大している。

このため、国及び地方公共団体は、当該地域における鳥獣の生息状況、捕獲等の状況、被害の状況等を適確に把握し、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、当該地域においては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づき捕獲等をした鳥獣の肉類の出荷制限が指示されるなど、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用が困難となっていることを踏まえ、埋設、焼却等による適切な処理の推進に努めるものとする。

このほか、国及び地方公共団体は、原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）」に基づく、処理加工施設が受け入れた捕獲個体を全頭検査し基準値を下回った個体のみ出荷する体制の整備（一部解除）や、市町村等の単位での出荷制限の解除に向けた取組の推進に努めるものとする。

8 基本指針の見直し

この基本指針は、鳥獣被害防止特措法で示された被害防止施策の実施に関する基本的な事項に従い、令和三年十一月における基本指針の一部改正時点での諸情勢に対応して、今後五年度を見通して策定したものであるが、今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況、鳥獣の生息状況等が大きく変化する可能性がある。

このため、この基本指針については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。

●写真提供

古谷益朗

兵庫県森林動物研究センター

環境省

農林水産省

●図・イラスト提供

環境省

農林水産省

野生鳥獣被害防止マニュアル【関連制度編】

■発行

令和5年3月

(株)ブランドゥ・ジャパン

〒105-0012 東京都港区芝大門2-3-6 大門アーバニスト401

TEL 03-5470-4401 FAX 03-5470-4410

■監修・問い合わせ

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

TEL 03-6744-7642 FAX 03-3502-7587

